

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

- 1 市の活動体制 (風-2- 1)
- 2 指定行政機関等の活動体制 (風-2- 9)
- 3 市災害対策本部と国・県及び防災関係機関との連携 (風-2- 9)
- 4 災害救助法の適用手続等 (風-2-10)

第2節 情報収集・伝達体制

- 1 通信体制 (風-2-13)
- 2 通信計画 (風-2-14)
- 3 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (風-2-17)
- 4 被害情報等収集・報告 (風-2-26)
- 5 災害時の広報 (風-2-30)

第3節 水防計画

- 1 計画方針 (風-2-32)
- 2 水防の責任 (風-2-32)
- 3 安全配慮 (風-2-32)
- 4 水防機関 (風-2-33)
- 5 水防本部 (風-2-34)
- 6 水防本部の組織及び事務分掌 (風-2-35)
- 7 水防本部の配備体制 (風-2-35)
- 8 水防活動 (風-2-36)
- 9 協力応援 (風-2-37)
- 10 津波に関する水防警報の種類と活動内容 (風-2-38)
- 11 津波における留意事項 (風-2-38)
- 12 施設管理者の措置 (風-2-39)

第4節 避難計画

- 1 計画方針 (風-2-40)
- 2 実施機関 (風-2-40)
- 3 避難の勧告又は指示等 (風-2-41)
- 4 避難誘導等 (風-2-43)
- 5 避難所の開設・運営 (風-2-43)
- 6 安否情報の提供 (風-2-44)

第5節 要配慮者等の安全確保対策

- 1 避難誘導等 (風-2-46)
- 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (風-2-47)
- 3 福祉避難所の設置 (風-2-47)
- 4 避難所から福祉避難所への移送 (風-2-47)
- 5 被災した要配慮者等の生活の確保 (風-2-48)

第6節 救助救急・医療救護活動

- 1 救助・救急 (風-2-49)
- 2 水防活動 (風-2-50)
- 3 危険物等の対策 (風-2-50)
- 4 医療救護 (風-2-51)

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

- 1 災害警備計画 (風-2-56)
- 2 交通対策計画 (風-2-57)
- 3 在港船舶対策計画 (風-2-60)
- 4 緊急輸送 (風-2-60)
- 5 輸送計画 (風-2-61)

第8節 救援物資供給活動

- 1 応急給水 (風-2-64)
- 2 食料・生活必需物資等の供給体制 (風-2-66)
- 3 燃料の調達 (風-2-69)
- 4 電源車の要請 (風-2-69)

第9節 広域応援要請計画

- 1 国に対する応援要請 (風-2-70)
- 2 千葉県大規模災害時応援受援計画 (風-2-70)
- 3 県に対する応援要請等 (風-2-70)
- 4 市町村間の相互応援 (風-2-70)
- 5 受援計画 (風-2-71)
- 6 消防機関相互の応援 (風-2-71)
- 7 水道事業体等の相互応援 (風-2-72)
- 8 資料の提供及び交換 (風-2-72)
- 9 経費の負担 (風-2-72)
- 10 民間団体等との協定等の活用 (風-2-72)
- 11 海外からの支援受入れ (風-2-72)
- 12 広域避難の支援要請及び受入れ (風-2-73)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

- 1 災害派遣の要請 (風-2-74)
- 2 災害派遣の方法 (風-2-74)
- 3 知事への災害派遣の要請の要求 (風-2-75)
- 4 災害派遣部隊の受入体制 (風-2-76)
- 5 災害派遣部隊の撤収要請依頼 (風-2-78)
- 6 経費負担区分 (風-2-78)
- 7 自衛隊の即応態勢 (風-2-78)

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

- 1 防災体制の確立 (風-2-80)
- 2 避難所開設への対応 (風-2-82)
- 3 授業料等の減免・育英補助の措置 (風-2-82)
- 4 給食措置 (風-2-82)
- 5 文化財の応急対策 (風-2-82)

第12節 帰宅困難者等対策

- 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ (風-2-84)
- 2 企業、学校など関係機関における施設内待機 (風-2-84)
- 3 集客施設や駅等における利用者保護 (風-2-84)
- 4 帰宅困難者等への情報提供 (風-2-84)
- 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 (風-2-85)

6	徒歩帰宅支援	(風-2-85)
7	帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	(風-2-85)
第 13 節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	
1	保健活動	(風-2-86)
2	飲料水の安全確保対策	(風-2-86)
3	防疫	(風-2-87)
4	死体の捜索処理等	(風-2-88)
5	動物対策	(風-2-91)
6	清掃及び障害物の除去	(風-2-91)
第 14 節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	
1	応急仮設住宅の供与等	(風-2-96)
2	住宅の応急修理計画	(風-2-96)
3	建設資材の確保	(風-2-97)
4	被災建築物の応急危険度判定	(風-2-97)
5	被災宅地危険度判定	(風-2-98)
6	罹災証明書 of 交付	(風-2-99)
第 15 節	ライフライン関連施設等の応急復旧	
1	水道施設	(風-2-100)
2	電力施設	(風-2-100)
3	ガス施設	(風-2-101)
4	通信施設	(風-2-101)
第 16 節	ボランティアの協力	
1	災害ボランティアセンターの設置	(風-2-105)
2	ボランティアの活動分野	(風-2-105)
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	(風-2-106)
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	(風-2-106)
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	(風-2-107)
6	ボランティア受入体制	(風-2-108)
7	ボランティアリーダーの養成	(風-2-108)

第1節 災害対策本部活動

1 市の活動体制

主な担当	全庁
------	----

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令、本計画及び県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、その他防災関係機関及び住民の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を実施する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブの原則を基本理念とし、危機意識を共有して行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、勝浦市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「勝浦市災害時職員初動マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報収集体制

市内に大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報が1つ以上発表されたとき、又は深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき、その他、被害の発生が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき、消防防災課は次の措置を講じる。

- (ア) 気象に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 被害状況の把握及び報告

イ 災害即応体制

市内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は、「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき、又は気象警報（波浪を除く）が発表され、かつ市が暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき、又は、深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき、その他、大きな被害の発生が予想され、消防防災課長が認めたとき

ウ 消防防災課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに市長に報告する。

また、必要に応じ、防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

エ 上記アからウについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 市災害対策本部

ア 市長（本部長）は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれがあるときは、必要に応じて上位の災害対策本部体制を指示することができる。

なお、災害対策本部を設置した後において、災害の発生するおそれが解消し、又は災

害応急対策が概ね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、災害対策本部を廃止する

(7) 大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮特別警報の1つ以上が発表されたとき

(イ) 次のa～cのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講じるため市長（本部長）が必要と認めるとき。

a 市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき

b 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

c 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれたとき

(ウ) 市全域が暴風域に入ることが確実と予想されるとき

イ 災害対策本部の設置又は廃止の通報及び発表

市長（本部長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事に通報するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、市長（本部長）は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(7) 指定地方行政機関及び指定公共機関の長又は代表者

(イ) 隣接市町長

(ウ) 防災会議

(エ) 区および自主防災組織

(オ) 市議会

ウ 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織編成については、「勝浦市災害対策本部条例」及び「勝浦市災害対策本部規則」の定めるところにより、災害応急対策に関する基本方針を審議策定する。

その概要は、次のとおりである。

組 織 編 成

[本部室]

本 部	本部長	市長		本 部 事 務 局	事務局長	消防防災課長
	副本部長	副市長 教育長			事務局次長	総務課長
	本部員	消防防災課長 総務課長 企画課長 財政課長 税務課長 市民課長 高齢者支援課長 福祉課長 生活環境課長	都市建設課長 農林水産課長 観光商工課長 水道課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 議会事務局長 本部長の指名する者		本部事務局員	本部統括班 総務班 情報収集・電話対応班 医療救護班 被災者救援班 生活基盤対策班
	本部連絡員	本部長の指名する者				
本部派遣職員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を 求める者				

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

エ 勝浦市災害対策本部の班長及び各班の分掌事務

勝浦市災害対策本部の班長及び各班の分掌事務

班（長・副）	担当課等	事務区分	事務分掌
本部統括班 班長 消防防災課長 副班長 防災管理監	消防防災課	本部統括事務	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 3 避難勧告等の発令及び解除に関すること 4 災害対策本部会議の総括及び記録に関すること 5 総合的な災害対策を行うための情報分析に関すること 6 災害に関する通信情報の総括整理に関すること
		その他事務	1 防犯対策に関すること
総務班 班長 総務課長 副班長 財政課長	総務課 財政課 会計課 議会事務局 監査委員事務局	総務事務	1 災害情報の広報に関すること 2 報道機関からの問合せ対応及び報道機関への情報発信依頼の窓口業務に関すること 3 職員の安否確認及び公務災害補償に関すること 4 職員の動員及び配備並びに各班をまたいだ応援の調整に関すること 5 職員の給食、仮眠・待機場所及び健康管理（メンタルヘルス含む）並びに勤務時間管理及び給与（時間外手当含む）に関すること 6 業務継続計画及び職員の受援に関すること
		連絡調整事務	1 千葉県災害対策本部との連絡調整に関すること 2 消防本部、自衛隊及びその他の関係機関との連絡調整に関すること 3 消防団に関すること 4 災害救助法の適用申請及びこれに必要な事務に関すること
		施設等管理事務	1 災害対策用資機材の調達及び物資の購入に関すること 2 緊急車両通行証明書に関すること 3 ヘリポートの開設に関すること 4 応援職員、国・県から派遣される災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、自衛隊災害派遣部隊等の活動基盤の確保に関すること 5 車両の配車計画及び車両の借上げに関すること
		財務・出納事務	1 災害関係予算の編成及び執行並びに災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること
		渉外事務	1 議会との連絡調整に関すること
		その他事務	1 その他いずれにも属さない事務に関すること
		情報収集・電話対応班 班長 企画課長 副班長 税務課長	企画課 税務課
電話対応事務	1 電話の受付窓口（コールセンター）の開設及び運営に関すること		
市民相談事務	1 家屋被害認定調査及び罹災証明に関すること 2 市税の徴収猶予及び減免等に関すること 3 その他の相談に関すること		
その他事務	1 その他情報収集及び電話対応全般に関すること		
医療救護班 班長 高齢者支援課長 副班長 市民課長	市民課 高齢者支援課 勝浦診療所 医療職/各課	医療救護事務	1 避難所における感染症対策及び要配慮者に関すること 2 住民の健康管理に関すること 3 医療救護所の設置に関すること 4 医療機関及び医師会等との連絡調整及び応援要請に関すること 5 夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）との連絡調整に関すること 6 傷病者の調査、報告等に関すること
		行方不明者等事務	1 死者及び行方不明者に関すること 2 死体搬送及び死体収容場所の設置に関すること 3 身元不明死体に関すること 4 埋・火葬の許可発行等の諸手続に関すること
		その他事務	1 防疫及び消毒に関すること 2 外国人への対応に関すること

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

			3 その他医療救護全般に関すること
被災者救援班 班長 福祉課長 副班長 観光商工課長	福祉課 観光商工課 学校教育課 生涯学習課 芸術文化交流センター 図書館 学校給食共同調理場 (避難所勤務員/ 各課)	避難支援事務	1 避難所及び福祉避難所の開設、運営に関すること 2 要配慮者の支援に関すること 3 避難者情報の収集及び整理に関すること 4 災害対応物資に関すること 5 救援物資に関すること 6 義援金及び見舞金に関すること
		連絡調整事務	1 勝浦市社会福祉協議会との連絡調整に関すること 2 ボランティアセンターの設置及び運営支援に関すること 3 日本赤十字社千葉県支部との連絡調整に関すること
		教育・保育事務	1 児童生徒の安全確保に関すること 2 応急教育・保育事務に要する資材、教材、施設及び給食の確保に関すること
		帰宅困難者等 対策事務	1 帰宅困難者等に関すること
		その他事務	1 その他被災者救援全般に関すること
生活基盤対策 班 班長 都市建設課長 副班長 農林水産課長	生活環境課 都市建設課 農林水産課 水道課 清掃センター 農業委員会	環境衛生事務	1 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 2 ごみの収集及び処理に関すること 3 感染性廃棄物等の取扱いに関すること 4 防疫及び消毒の応援に関すること 5 油流出対処に関すること 6 仮設トイレに関すること 7 じん芥、し尿の収集及び処理に関すること 8 飼育動物の保護に関すること 9 飼育・野生動物の死骸の収集及び処理に関すること
		土木施設事務	1 災害危険区域の巡視及び応急措置に関すること 2 災害時の道路通行制限に関すること 3 道路、橋梁等の障害物除去、被害状況の調査及び報告に関すること 4 道路、橋梁等の応急修理及び復旧に関すること 5 土木関係機関との連絡調整に関すること
		住宅事務	1 災害復旧に係る応急処置及び建築関連工事に関すること 2 倒壊家屋の解体撤去及び住宅地の障害物除去に関すること 3 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること 4 応急仮設住宅の建設及び入・退去に関すること 5 災害復興に係る都市計画に関すること 6 市営住宅の点検、整備及び復旧に関すること
		農林水産事務	1 農林水産関係施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2 農林水産関係施設の応急修理及び復旧に関すること
		上水道事務	1 水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2 水道施設の応急修理及び復旧に関すること 3 応急給水に関すること
		その他事務	1 その他生活基盤対策全般に関すること

オ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市本庁舎4階大会議室又は3階会議室に設置するものとし、市本庁舎及び周辺地域の被災状況等によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる施設に設置する。

- | | |
|------|------------------|
| 優先1位 | 芸術文化交流センター（キュステ） |
| 優先2位 | 市役所分館（水道課） |

なお、災害対策本部を設置した場合は、「勝浦市災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

カ 本部長及び副本部長の代替順位

本部長が登庁できない場合には、次に掲げる順位で職務を代行する。

	優先1位	優先2位	優先3位
本部長	市長	副市長	教育長
副本部長	副市長・教育長	消防防災課長	総務課長

キ 災害対策本部会議

市長（本部長）は市の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

(ア) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(イ) その他重要事項に関すること。

ク 災害対策本部事務局及び災害対策本部連絡員

(ア) 本部事務局は、災害対策に関する命令伝達等を行う。

(イ) 本部連絡員は、本部長が指名し、本部事務局に勤務する。

ケ 現地災害対策本部

(ア) 設置

市長（本部長）が災害の現地における応急対策を推進する上で必要であると認めるときは、現地災害対策本部（以下、本編において「現地本部」という。）を設置する。

(イ) 組織編成

現地本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者をもって充てる。

(ウ) 所掌事務

現地本部の所掌事務は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施するほか、次のとおりとする。

a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析

b 現地班の役割分担及び調整に関する業務

c 市長（本部長）の指示による応急対策の推進

d その他緊急を要する連絡方法

コ 本部室、各班への連絡方法

(ア) 市長（本部長）の命令あるいは本部室で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各班に連絡する。

(イ) 各班で聴取した情報、あるいは各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じ、事務局長を経由して市長（本部長）に報告する。

(3) 職員の動員配備

ア 初動体制の確立

各課（所・局・館）長（以下「各課長」という。）は、常に気象状況その他の災害現象に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておく。各課長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておく。

また、発災直後の災害情報の収集や災害対策の調整を行うため、市役所及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 災害対策本部設置前の配備

風水害に対処する本部設置前の配備は、次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部設置前の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	1 市内に以下の気象等の警報が発表されたとき（自動配備） (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 (6) 高潮警報 2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき 3 その他、被害の発生が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	消防防災課
災害即応体制	1 市内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は、「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき（自動配備） 2 気象警報（波浪を除く）が発表され、かつ市が暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確立が70%以上）とき 3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき 4 その他、大きな被害の発生が予想され、消防防災課長が認めたとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。なお、各課間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催することができる。	消防防災課 総務課 都市建設課 農林水産課 水道課 福祉課 市民課 学校教育課 生涯学習課 千葉県 （夷隅地域振興事務所）
※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 市長は、災害の発生が局地的で活動の必要がないと認めるとき、又は、活動の必要がなくなったと認めるときは当該課の配備の指令をしないこと、又は配備を解くことができる。 3 その他、各課の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとする。			
※議会事務局には、連絡のみ行う。			

ウ 災害対策本部設置後の配備

風水害に対処する本部設置後の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部設置後の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部第1配備	1 市内に以下の気象等の警報が発表されたとき（波浪を除く）（自動配備） (1) 大雨特別警報 (2) 洪水特別警報 (3) 暴風特別警報 (4) 暴風雪特別警報 (5) 大雪特別警報 (6) 高潮特別警報 2 以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長（本部長）が認めたとき (1) 市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき (2) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対応活動が行い得る体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各班長が定める。	本部を構成する全ての市の機関

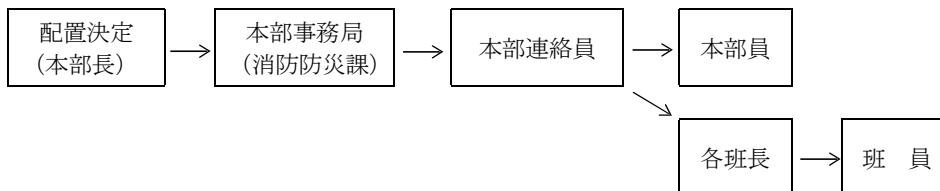
第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

	(3) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれたとき 3 市全域が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき ※市域が暴風域に入るまでに配備するものとする		
災害対策本部 第2配備	以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき (1) 広範囲にわたる災害が発生したとき (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき (3) 大規模の災害発生を免れないと予想される時	災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各班長が定める。	本部を構成する全ての市の機関
災害対策本部 第3配備	以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、市長(本部長)が全庁をあげて災害対応が必要と認めたとき (1) 広範囲にわたる災害が発生したとき (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき (3) 大規模の災害発生を免れないと予想される時	市全ての組織及び機能をあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	本部を構成する全ての市の機関
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると市長(本部長)が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 市長(本部長)は、災害の発生が局地的で活動の必要がないと認めるとき、又は、活動の必要がなくなると認めるときは当該班長の意見を聴いての配備の指令をしないこと、又は配備を解くことができる。</p> <p>3 班長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、市長(本部長)の承認を得て、当該班の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。</p>			

(イ) 本部要員の動員方法

a 動員の伝達の系統

本部が設置された場合の本部長指令に基づく配備の伝達系統は次のとおりとする。



b 動員の伝達方法

市長(本部長)の配備決定に基づく職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

(a) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、職員参集メール「かつうら防災行政メール」、口頭により行う。

(b) 勤務時間外

電話、防災行政無線、職員参集メール「かつうら防災行政メール」により行う。

(c) 動員の指令を受けた職員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、できるだけ速やかに登庁しなければならない。

c 自主登庁又は自主参集

(a) 自主登庁

勤務時間外に災害が発生し、上記による伝達が不可能な場合で、テレビ、ラジオ等

による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置の参集基準に該当すると判断される場合は、速やかに自主登庁する。

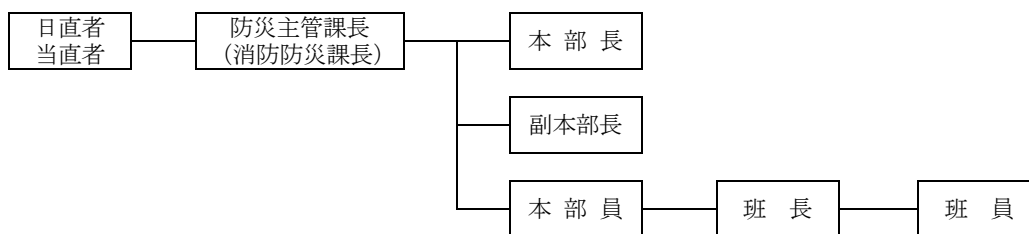
職員は市役所への参集を原則とするが、交通手段の途絶や道路等の被害状況により、登庁することが困難な場合は、最寄りの避難所等の施設に参集し、施設管理者と協力して災害対応に従事するとともに、所属長等に状況を報告し、その後の対応について指示を仰ぐ

(b) 日直者、当直者の心得

日直者（市職員）、当直者（警備員）は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに消防防災課長にその旨を伝達する。

- ① 災害発生のおそれがある気象情報が関係機関から通報されたとき。
- ② 災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(c) 消防防災課長は、日直者（市職員）、当直者（警備員）から情報の伝達を受けたときは、情報の内容その他の状況を分析判断し、速やかに職員の動員等の措置を講じる。



(4) 職員の服務

全ての職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したときは、所属課長と連絡をとり、災害対策本部が設置されたときは、次の事項を遵守し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。

- ア 常に災害に関する情報及び災害対策本部の指示に注意すること。
- イ 自らの言動によって住民に不安を与え、住民に誤解を招き、又は災害対策本部活動に支障が生じることのないよう厳重に注意しなければならない。
- ウ 配備体制が指令されたときは、万難を排して登庁すること。
- エ 常に所在を明確にしておき、正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁してはならない。

(5) 職員の応援・派遣

ア 市町村等への応援

(ア) 市長（本部長）は、災害対策基本法第68条の規定より近隣市町村等から災害応急措置実施のため応援の要請があった場合は、速やかに応援職員を選定し、派遣するものとする。

(イ) 前項により応援を命じられた職員は、応援先の市町村等の指揮のもとに行動する。

イ 職員の派遣

市長（本部長）は、災害応急対策実施のため職員の派遣を求める必要があるときは、地方自治法第252条の17、もしくは災害対策基本法第29条の規定により行い、また、派遣のあっせんを求める必要があるときは、災害対策基本法第30条の規定により行う。

ウ 職員の応援及び派遣に係る手続き

市長（本部長）は、災害対策基本法及び災害時における相互応援協定等に基づき、職

員の応援及び派遣に係る手続きが迅速かつ円滑に行えるように、あらかじめ具体的に定めておく。

2 指定行政機関等の活動体制

主な担当	指定行政機関
------	--------

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

市の区域内の防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員の派遣

市長（本部長）は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

3 市災害対策本部と国・県及び防災関係機関との連携

主な担当	総務班
------	-----

災害の状況に応じ、市災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策実施に必要な連絡調整を行う。

また、県において現地災害対策本部を設置したとき、あるいは国において非常災害対策本部及び同現地対策本部、緊急災害対策本部及び同現地対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 災害救助法の適用手続等

主な担当	総務班
------	-----

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は次のとおりである。

- ア 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が50世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）
- イ 県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯が25世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）
- ウ 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであること。（法施行令第1条第1項第4号）
- (イ) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (イ) 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 救助の実施機関

- ア 知事は、本市に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長（本部長）が行うこととすることができる。
- ウ 市長（本部長）は、前記イにより市長（本部長）が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬

ケ 死体の捜索及び処理

コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定基準

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。

(イ) 住家の半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の損害割合が住家全体の20%以上50%未満のものである。

(ロ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、前記(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

(イ) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。

災害救助法の適用基準表

人 口	被 害 世 帯 数	
	1 号	2 号
19,248 人	50	25

注1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（勝浦市の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同条同項第2号の災害（都道府県—千葉県は2,500世帯—と勝浦市の被災世帯数で判断）をいう。

2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1と換算する。

3 人口は国勢調査（平成27年10月1日）

(6) 災害救助法の適用手続

本市が行う災害救助法の適用手続は、次のとおりである。

ア 災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（本部長）は、直ちにその旨を知事（県本部事務局）

に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づいて行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長（本部長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

第2節 情報収集・伝達体制

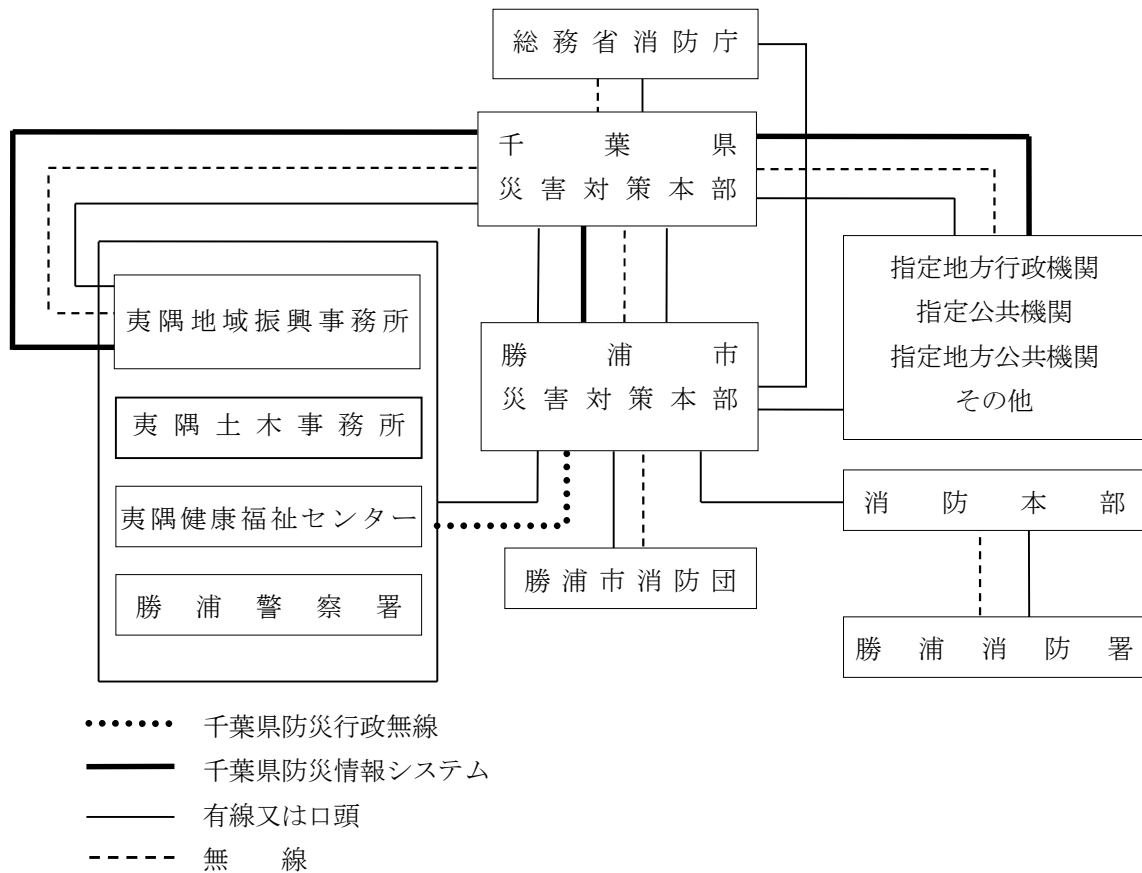
災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、被害を最小限にとどめるため、気象注意報・警報等防災情報の伝達及び被害状況等を一刻も早く地域住民等に伝達することが必要である。特に、避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関は緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

1 通信体制

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



- (2) 市が所有する無線機等の運用
災害時には、次の通信手段を活用する。

主な通信手段		主な通信先
有線	一般加入電話・FAX	市～防災関係機関・住民
	災害時優先電話	
無線	県防災行政無線	市～県・防災関係機関・他市町村
	市防災行政無線（同報系）	市～防災関係機関・住民
	衛星携帯電話	市～災害現場・避難所
	IP無線機	
	デジタル簡易無線機	
	特定小電力無線機	
口頭	広報車	市～住民

消防防災課（本部統括班）は発災後直ちに通信施設や機器の機能の確認を行う。

停電、機器の故障等で通信に支障がある場合は、自家発電装置の運転や外部発電装置との接続等の必要な措置をとる。

ア 配備基準

無線機の配分は、無線機の確保状況、各班からの調達請求、災害対策本部の実施状況等を勘案した上で総務班において配備計画を策定する。

イ 無線機の貸出

(ア) 無線機を必要とする場合は、無線機の種別、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、総務班に請求する。

(イ) 総務班は配備計画に基づき、各班へ無線機を引き渡すものとする。

ウ 無線機の調達

災害の規模や各班の使用状況等で無線機が不足する場合は、関東総合通信局に対して要請するものとする。

2 通信計画

主な担当	総務班
------	-----

(1) 通信連絡手段

ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達

本節「3(1) 気象注意報・警報等の伝達」に基づき、警報等を県から市長（本部長）その他関係機関の長に緊急に伝達する場合の通信施設は、下記によるものとする。

(ア) 市

市長（本部長）は、伝達された警報等を下記により住民等に周知徹底する。

a 防災行政無線

b 広報車

c 電話、FAX、登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、SNS

d その他速やかに住民等に周知できる方法

(イ) 県（本庁）

危機管理課長が本庁関係課長、地域振興事務所長、市長（本部長）及び消防長に伝達する場合の通信施設は、次のとおりである。

a 千葉県防災行政無線

b 一般加入電話

イ 被害報告及び災害情報

本節「4(1) 被害情報等の収集報告系統」に基づき、被害報告等を市から県の出先機関に報告する場合の通信手段は、次による。

(ア) 千葉県防災情報システム

(イ) 千葉県防災行政無線

(ウ) 一般加入電話、FAX

(エ) 電報

(2) 災害時における勝浦市防災行政無線の災害広報の優先

災害時の広報は、災害用広報を最優先するものとし、その他の広報は、これを阻害しない範囲で行う。

(3) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、市及び県は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておく。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(4) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 関東地方及び千葉県地区非常通信協議会の構成機関の無線局

(ア) 警察通信施設（勝浦警察署）

(イ) 海上保安庁通信施設（勝浦海上保安署）

(ウ) 東日本電信電話(株)千葉事業部通信施設

(エ) 日本赤十字社千葉県支部通信施設

イ 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

ウ 上記以外の機関又は個人の無線局（新勝浦市漁業協同組合無線局、アマチュア無線局など）

(5) 全ての通信施設が途絶した場合における措置

全ての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

(6) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(7) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ロ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (ハ) 電波法第74条第1項実施の指令及びその他の指令に関するもの。
- (ニ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (ホ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (ヘ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ヘ) 遭難者救護に関するもの。
- (コ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (ク) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (ケ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- (セ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ロ) 日本赤十字社
- (ハ) 消防長会及び消防協会
- (ニ) 電力会社
- (ホ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」、電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ロ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (ハ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(8) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

3 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

主な担当	本部統括班、警察、海上保安署
------	----------------

(1) 気象注意報・警報等の伝達

ア 知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、危機管理課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市長（本部長）及び消防（局）長に連絡する。

イ 警察本部長の伝達

津波注意報・警報を受けた警察本部長は、勝浦警察署長を通じて市長（本部長）に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市長（本部長）に伝達する。

ウ 市長（本部長）の伝達

市長（本部長）は、受領した注意報・警報等を住民等に周知を図る。

エ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ 異常現象発見の際の手続き

(ア) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（本部長）又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長（本部長）に通報する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた市長（本部長）は、直ちに次の機関に通報する。

a 銚子地方気象台

b その他災害に関係のある近隣市町村

c 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

キ 警察本部の伝達計画

(ア) 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、市の体制等を勘案して、必要に応じ、市長（本部長）の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

(イ) 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び市長（本部長）等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して遺憾のないよう措置しておく。

(ウ) 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておく。

(エ) 警察官及び海上保安官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの(イ)により市長（本部長）に通報するほか、警察署長に報

告する。

前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

(2) 気象通報組織の整備

ア 警戒レベル

避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも合わせて提供される。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海匝、山武・長生、君津、夷隅・安房）を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

第2章 災害応急対策計画（第2節 情報収集・伝達体制）

警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表	

第2章 災害応急対策計画（第2節 情報収集・伝達体制）

	される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、

特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

キ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組合せた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

ク 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、次のとおりである。

(ア) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

(イ) 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

（注）基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は15m/s以上）

ケ 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間に交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

(ア) 気象警報

(イ) 気象注意報

(ウ) 気象情報

(エ) 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

(ア) 鉄道気象観測報

(イ) 鉄道災害報

コ 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合わせ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、次の情報を提供するものである。

千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

(ア) 雷雨に関する情報

- (イ) 台風、大雨等気象現象に関する情報
- (ウ) 雨及び雪に関する情報
- (エ) その他必要とする事項

サ 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

- (ア) 波浪予報
- (イ) 気象、波浪、高潮の注意報及び警報
- (ウ) 地方海上警報
- (エ) 気象概況及び気象実況
- (オ) 気象情報及び台風情報
- (カ) 津波予報及び情報
- (キ) 漁船からの気象照会に対する応答

シ 大気汚染気象通報

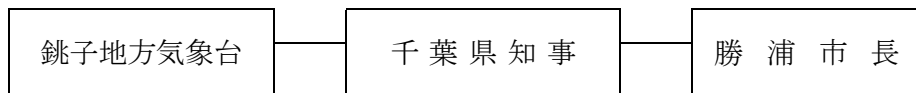
この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

- (ア) 大気汚染気象予報
- (イ) スモッグ気象情報

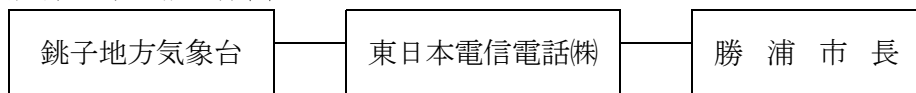
ス 気象警報通報

この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を住民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

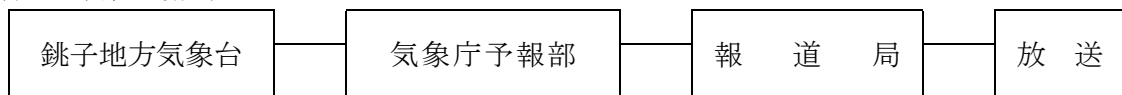
- (ア) 千葉県知事



- (イ) 東日本電信電話(株)



- (ウ) 日本放送協会



- (エ) その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

(3) 気象観測網の整備

ア 気象庁観測所

県内には、銚子地方気象台、成田航空地方気象台の気象官署がある。また、特別地域観測所として館山、勝浦及び千葉、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川及び坂畑が、更に地域雨量観測所として鋸南、大多喜及び東庄がある。

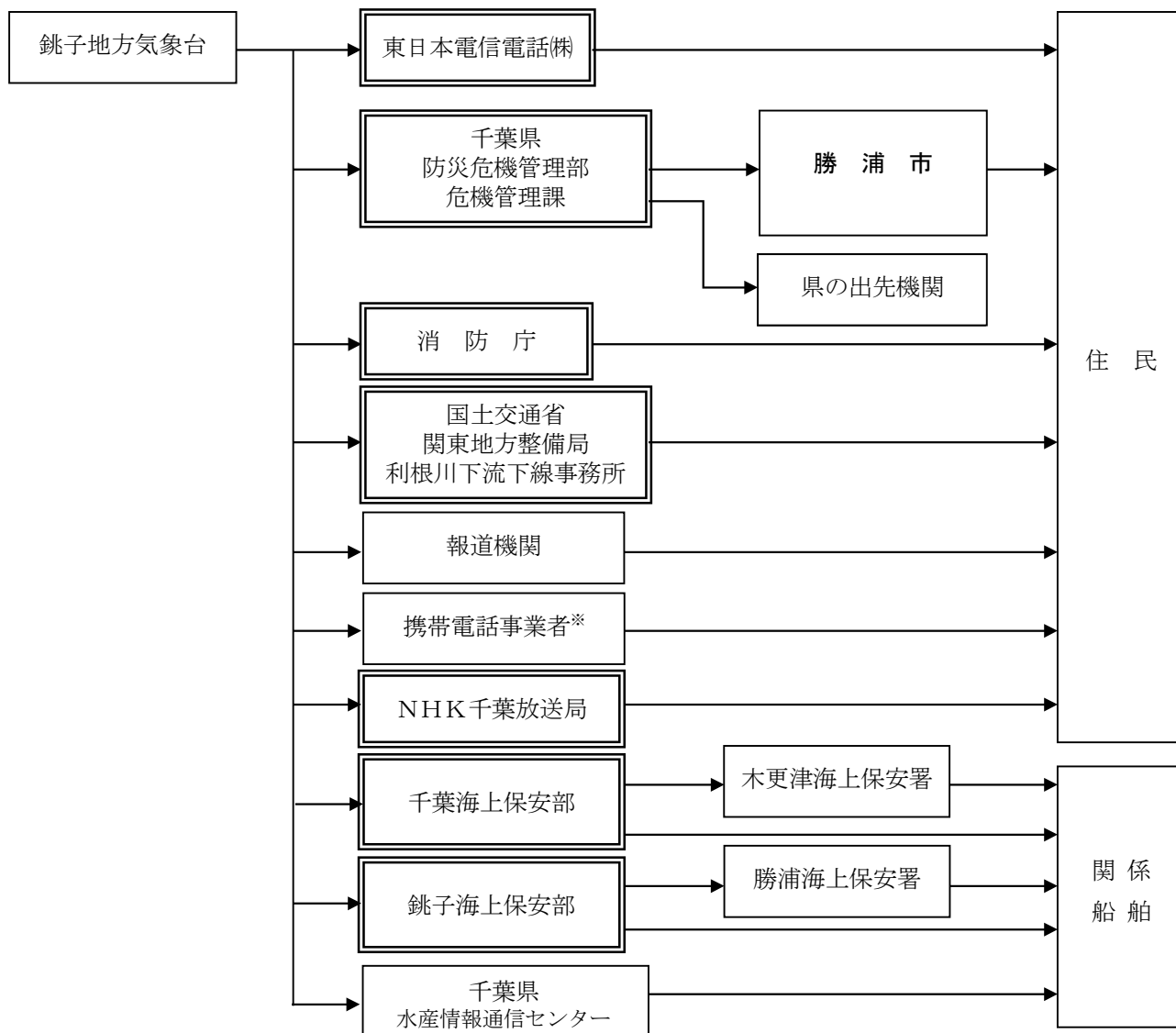
イ 防災関係機関の観測所

東日本旅客鉄道(株)千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。県では、雨量テレメーター観測所及び河川の水位テレメーター観測所を整備している。

(4) 気象観測機材の保守・点検

災害を防止するために必要な観測器は、平常時、異常気象時においても必要な観測を継続するため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

ア 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
 - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(5) 注意報・警報・特別警報実施基準

ア 気象官署が発表する注意報の基準（令和2年8月6日現在 銚子地方気象台）

発表官署	銚子地方気象台
予報区	千葉県
一次細分区域	南部
市町村等をまとめた地域	夷隅・安房
強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速 陸上 13m/s ※以上 海上 15m/s 以上
風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速 陸上 13m/s ※以上 雪を伴う 海上 15m/s 以上 雪を伴う
波浪	風浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、2.5m以上
高潮	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 潮位がTP上1.5m以上（夷隅・安房：館山市布良）
大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 （浸水害）表面雨量指数基準 13 （土砂災害）土壌雨量指数基準 107
洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 夷隅川流域=16.9 新戸川流域=8 市野川流域=6.4 複合基準 夷隅川流域= (9, 16.9) 新戸川流域= (6, 8)
大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、5cm以上
雷	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度 30% [×] で、実効湿度 60% [×] 以下
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上 100m、又は海上 500m以下
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合。 4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下
低温	夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。

注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

注3 [×]印を付した要素は、気象官署の値であることを示す。

イ 気象官署が発表する警報の基準（令和2年8月6日現在 銚子地方气象台）

発表官署	銚子地方气象台
担当地域 注意報名	南部（夷隅・安房）
暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s ※以上 海上 25m/s 以上
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s ※以上 雪を伴う 海上 25m/s 以上 雪を伴う
波浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、6.0m以上
高潮	台風等による海面の上昇について、重大な災害が起こるおそれがある場合。 潮位がTP上1.8m以上（夷隅・安房：館山市布良）
大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 （浸水害）表面雨量指数基準 21 （土砂災害）土壌雨量指数基準 131
洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 夷隅川流域=21.2 新戸川流域=10 市野川流域=8 複合基準 夷隅川流域=（10, 19） 雨量基準 平坦地 1時間雨量 60 mm以上 平坦地以外 1時間雨量 70 mm以上 流域雨量指数基準 夷隅川流域=14
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが、20 cm以上

注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

ウ 気象官署が発表する特別警報の基準

(ア) 気象に関する特別警報の発表基準

特別警報の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

エ 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

4 被害情報等収集・報告

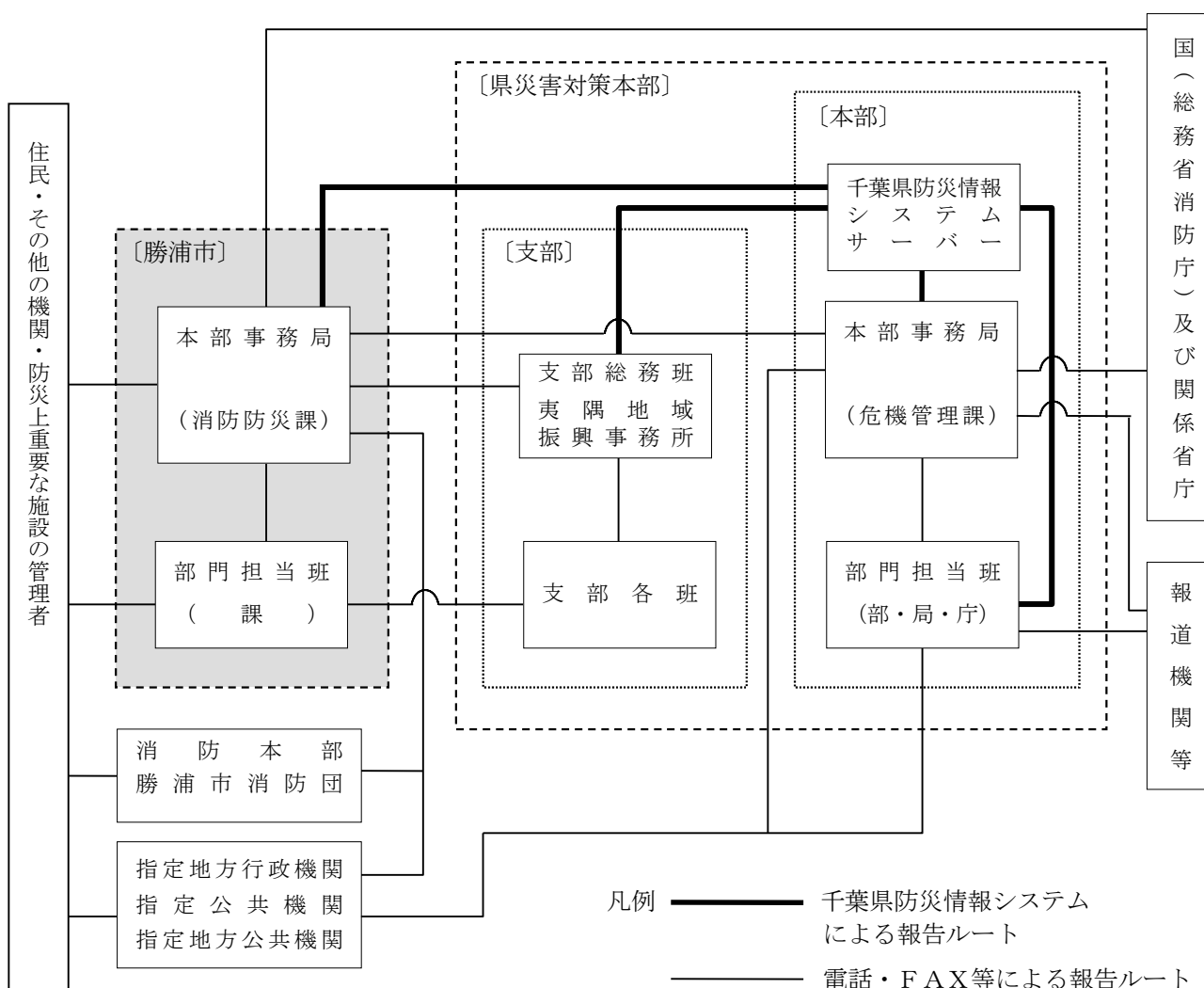
主な担当	全班
------	----

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(2) 報告すべき事項

ア 報告基準

以下の(イ)から(キ)の基準に該当する災害の場合、県本部事務局（危機管理課）へ報告する。

(イ) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合。

(イ) 市内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。

- (ウ) 市内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。
- (エ) 市に災害対策本部が設置された場合。
- (オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県本部事務局（危機管理課）が認めた場合。
- (カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。
- (キ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。

イ 報告の種別等

県本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定めるところによる。

ウ 市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集・報告

ア 市

災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに千葉県総合防災情報システム及び電話、FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災、災害等については「火災・災害等速報要領（平成24年5月31日改正）」により、第1報については県と合わせて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と合わせて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(ア) 被害情報の収集

- a テレビ、ラジオ等により地震情報を収集する。
- b 県及び防災関係機関から災害情報等を収集する。
- c 各地区の被害状況を消防団、自主防災組織等から収集する。
- d 関係団体の協力を得て、被害状況を把握する。
- e 災害対策本部設置前にあっては、各課等の長は、関係施設の被害状況について消防

防災課に報告する。災害対策本部設置後にあつては、対策本部各班長は、関係施設の被害調査を実施し速やかに情報収集・電話対応班へ報告を行う。

(4) 県等への被害報告

イ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、市及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集にあつては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

ウ 県警察の情報収集・報告要領

(ア) 警察本部長及び勝浦警察署長は、市長（本部長）又は知事その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、概ね次の事項について行う。

- a 災害の種別、発生日時及び場所
- b 被害概要（人命、建物、道路、交通機関）
- c 避難者の状況
- d 交通規制の要否
- e 治安状況及び警察関係被害
- f その他災害警備活動上必要な事項

(イ) 警察本部長及び勝浦警察署長は、必要に応じて市長（本部長）、知事その他関係機関に通報する。

(ウ) 警察本部長及び勝浦警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

(4) 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

イ 被害等の調査・報告にあつては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

ウ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、消防団、区、自主防災組織等を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、速やかに県等に応援を求めて実施する。応援を要請する際には、できる限り応援要求内容を明確化する。

オ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあつては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(5) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者は、次のとおりとする。

	所掌事務	市
総括責任者	市、県及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	消防防災課長
取扱責任者	市、県及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取扱う。	防災管理監

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(7) 勤務時間内における県及び国への連絡方法

ア 夷隅地域振興事務所

(ア) 県防災行政無線

電 話	508-721 (地上系)	012-508-721 (衛星系)
	508-723 (地上系)	012-508-723 (衛星系)
F A X	508-722 (地上系)	

(イ) 一般加入電話

電 話	0470-82-2211
F A X	0470-82-4164

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電 話	500-7320 (地上系)	012-500-7320 (衛星系)	(県危機管理課)
F A X	500-7298 (地上系)	012-500-7298 (衛星系)	(")

(イ) 一般加入電話

電 話	043-223-2175	(県危機管理課)
F A X	043-222-1127	(")

ウ 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話	120-90-49013 (地上系)	048-500-90-49013 (衛星系)	(消防庁応急対策室)
F A X	120-90-49033 (地上系)	048-500-90-49033 (衛星系)	(")

(イ) 一般加入電話

電 話	03-5253-7527	(消防庁応急対策室)
F A X	03-5253-7537	(")

(8) 勤務時間外における県及び国への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、県（危機管理課）又は国（総務省消防庁）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電 話	500-7225 (地上系)	012-500-7225 (衛星系)	(県防災行政無線統制室)
F A X	500-7110 (地上系)	012-500-7110 (衛星系)	(")

(イ) 一般加入電話

電 話	043-223-2178	(県防災行政無線統制室)
F A X	043-222-5219	(")

イ 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話	120-90-49102 (地上系)	048-500-90-49102 (衛星系)	(消防庁宿直室)
F A X	120-90-49036 (地上系)	048-500-90-49036 (衛星系)	(")

(イ) 一般加入電話

電 話	03-5253-7777	(消防庁宿直室)
	03-5253-7553	(")

5 災害時の広報

主な担当	総務班
------	-----

(1) 広報活動要領

市、県及び防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

(ウ) その他住民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 市外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

(ア) 防災行政無線、広報車等を利用した広報

巡回広報を行う場合は、広報要員の安全確保を図った上で実施する。

(イ) 広報誌、チラシ、ポスター、掲示板等を利用した広報

(ウ) テレビ、ラジオの広報番組を利用した広報

(エ) インターネット（市ホームページ、防災アプリ「かつうらメイト」など）を活用した広報

(オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

災害等のため、市の保有する通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行う必要がある場合には、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて

要請する。

ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請できるものとする。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

報道機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会 千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)バイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

第3節 水防計画

1 計画方針

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課、消防団
------	-----------------------

千葉県水防計画に基づき、洪水、津波、又は高潮等による水災を警戒し、防御、これによる被害を軽減する目的をもって、各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

なお、洪水、津波又は高潮とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含む。

2 水防の責任

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

(1) 市（水防管理団体）

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 県

県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるようにすべき責任を有する。

なお、知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生じるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(3) 住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害の発生が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防活動に協力しなければならない。

3 安全配慮

主な担当	消防防災課、消防団
------	-----------

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も安全を確保しなければならない。

(1) 消防団自身の安全確保のために配慮すべき事項

ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

ウ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

エ 水防活動は、原則として複数人で行う。

4 水防機関

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課、消防本部、消防団
------	----------------------------

消防防災課、都市建設課、農林水産課、消防本部及び消防団をもって水防事務を処理するものとし、水防活動のため必要があるときは、その他の関係機関及び市内の建設業者等の協力を求めるものとする。

水防活動にあたる者は自らの安全を確保した上で、住民の避難及び被災者の救出に重点をおき、水防活動にあたる。

(1) 活動内容

ア 市

水防管理者は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備体制をとる。

(ア) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。

(イ) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。

(ウ) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者を作業に従事させることができる。

イ 消防団

(ア) 消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

(イ) 通報

a 消防団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じて団本部に通報しなければならない。

b 団本部は、消防団員からの通報を受けた場合は、直ちに水防管理者に通報する。

(ウ) 出動の指示

a 消防団長は、水防管理者から指示があったとき、又は分団から通報を受けたときは、水防管理者と協議し、必要な消防団員に出動を指示する。

b 分団長は、気象状況等から判断してから分団区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、その状況に応じた消防団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

(エ) 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。

(オ) 有線途絶の場合の連絡

団本部は、伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合、分団に対して無線又は連絡車を派遣し、連絡等を保つものとする。

(カ) 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力する。

(キ) 消防団出動態勢

水災現場活動の出動態勢は、次のとおりとする。

a 待機：団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに出動できる態勢

b 準備：水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等の出動を準備する態勢

- c 出動：消防団が被害現場に出動する態勢
- d 解除：水防活動を必要とする状況が解消し、消防団出動態勢を終了する

(ク) 出動の要領

分団長は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に被害発生のおそれ認められたとき、又は被害が発生した場合は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。

この場合、分団長は、出動ごとに出勤した場所及び出勤団員数を団本部に報告しなければならない。

(ケ) 監視及び警戒

分団長は、気象状況等により、分団管轄区域内が水防上危険であると認められるときは、所属する団員に監視及び警戒を命じるなど事態に即応した措置を講じる。

(コ) 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告する。

ウ 県（夷隅土木事務所）

(ア) 水防の責任

県（夷隅土木事務所）は、その管内における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与える。

(イ) 防資機材

市は、水防防資機材を要請する場合、県（夷隅土木事務所）に電話（後日文書にて処理）にて要請するものとし、水防防資機材は、水防倉庫から払い出す。

5 水防本部

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
-------------	--------------------------

市長（水防管理者）は、水防に関する予報、注意報又は警報等により水害が発生すると予想されるとき、又は水害が発生したときは、この計画により水防対策本部を市役所内に設置する。

ただし、水防本部の組織では処理不可能と市長（水防管理者）が判断したときは、本地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、同本部が設置されたときは、その組織に統合される。

なお、水防本部設置と同時に消防本部及び勝浦消防署へ設置した旨を伝達し、協力を要請するものとする。

6 水防本部の組織及び事務分掌

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

(1) 水防本部の組織は、次のとおりとする。

水防本部の編成

本 部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	消防防災課 農林水産課 都市建設課

(2) 事務分掌については、災害対策本部における本部統括班、総務班及び生活基盤対策班に準じるものとする。

7 水防本部の配備体制

主な担当	総務班、生活基盤対策班
------	-------------

(1) 水防配備

ア 水防配備指令による配備

県水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。

ただし、状況により緊急の場合は現地指導班長（夷隅土木事務所長）がその管内の配備体制をとることができる。

イ ダム洪水警戒体制発令による配備

ダム管理事務所が洪水警戒体制をとったときは、必要に応じ配備体制をとることとする。この場合、速やかに指揮監（県河川環境課長）にその旨を報告するものとする。

(2) 水防配備体制

水防対策本部が設置された場合の水防配備体制は、次のとおりとする。

昼夜間の体制別 配備体制	昼間の体制	夜間の体制
水 防 準 備 体 制	若干名（2～3名）で水防事務にあたる	左に同じ人員とする
水 防 注 意 体 制	1/10の人員で水防事務にあたる	左に同じ人員とする
水 防 警 戒 体 制	1/3の人員で水防事務にあたる	左に同じ人員とする
水 防 非 常 第 1 体 制	2/3の人員で水防事務にあたる	左に同じ人員とする
水 防 非 常 第 2 体 制	全員で水防事務にあたり必要に応じ予備班を招集する	左に同じ人員とする

注1 水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予測されるときは、情報収集を行い、出動準備を行うものとする。

2 配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機しなければならない。

3 非常勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはいけない。

4 その他交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障が生じないようにしなければならない。

5 水防配備指令発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行なわなければならない。

8 水防活動

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	----------------------

(1) 巡視（平常時）

市及び消防機関は、管轄する区域内の河川、海岸堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該施設管理者に連絡して必要な措置を求める。

水防管理者は次の場合、直ちに消防機関に出動準備をさせ、又は出動させ、警戒配置につかせるものとする。この場合、直ちに現地指導班（夷隅土木事務所）に報告する。

ア 出動準備

- (ア) 水防巡視により、待機又は出動準備の警告があったとき。
- (イ) 気象状況等により高潮の危険が予知されるとき。
- (ウ) 上記のほか、水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

イ 出動

- (ア) 水防警報により出動の指令が発表されたとき。
- (イ) 潮位が上昇して被害のおそれのあるとき。
- (ウ) 上記のほか、水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

(2) 警戒（出水時）

ア 洪水

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意して異常を発見した場合は、直ちに現地指導班（夷隅土木事務所）に報告するとともに、水防活動を開始する。

- (ア) 堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (イ) 防斜面の川側で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (ウ) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防から水があふれる状況
- (オ) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異常

イ 高潮

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意して異常を発見した場合は、直ちに現地指導班（夷隅土木事務所）に報告するとともに、水防活動を開始する。

- (ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- (イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (ウ) 海側又は川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (エ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (オ) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異常

(3) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を

通行することができる。

(4) 指定警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があった場合、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(5) 避難のための立退き

洪水又は高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる場合、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示する。

なお、この場合、遅滞なく勝浦警察署長に、その旨を通知しなければならない。

(6) 決壊時の処置並びに決壊時の処置

水防法第25条に基づき、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む）は、水防管理者、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(7) 水防配備の解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班（夷隅土木事務所）を通じ、県水防本部指令班（県河川環境課）に報告するものとする。

9 協力応援

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団、警察、自衛隊
------	-----------------------------

(1) 応急対策に関する協力要請

水防管理者は、水防法第23条に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長、消防長に対しに対して応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄のもとで行動する。

(2) 警察官への援助要請

水防管理者は、水防法第22条に基づき、水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等の必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

また、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、警察署及び道路管理者等と密接な連絡をとって、車両の移動等の措置命令、強制措置等を行う。

なお、消防機関は、警察官がいない場合に限りこのような措置を講じることができる。

ア 水防管理者から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難水防管理者から、避難誘導、人命救助等誘導、基礎的警備活動に支障のない限り警備本隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動する。

イ 水防現場においては、水防管理者及び消防機関等と緊密な連絡調整を行い、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努

める。

ウ 水防機関及び消防機関等で水防現場に向かう者の通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。

エ 被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

(4) 国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣要請

水防管理者は、国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣を要請することができる。

10 津波に関する水防警報の種類と活動内容

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	----------------------

知事は、海岸・河川における津波への対応について必要と認めるとき水防警報を発表するが水防活動に従事する者は津波情報と現地の状況を把握した上で総合的に判断して行動するものとする。

水防警報種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 津波警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

11 津波における留意事項

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	----------------------

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防活動従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。

しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間が掛かる場合は、水防活動従事者自身の避難以外の行動がとれないことが多い。したがって、あくまでも水防活動従事者自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

12 施設管理者の措置

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	----------------------

堤防、水門等の管理者は、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、自らの安全を確保した上で、施設の巡回、点検を行い必要な措置をするとともに、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。

第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

1 計画方針

主な担当	被災者救援班
------	--------

災害に際し、危険な地域の住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所等の施設又は仮設したテント等に収容し、保護する。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府防災担当 平成25年8月）」、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県 平成29年7月）」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～（千葉県 令和2年6月）」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告を発すべき権限のある者として第一義的な実施責任者である市長（本部長）が実施する。

また、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長（本部長）を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 市長（災害対策基本法第60条）

イ 知事（災害対策基本法第60条6項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ 水防管理者（市長〔水防法第29条〕）

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。《自衛隊法第94条》）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や集会所等に避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告又は指示等

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行う。

ア 市長（本部長）の措置

(ア) 市長（本部長）は、火災、がけ崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、洪水等、土砂災害、高潮については、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

市長（本部長）は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市長（本部長）は、避難の勧告又は指示等を行う場合、气象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を当該市長（本部長）に代わって実施する。

(イ) 市長（本部長）は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。

(ウ) 市長（本部長）は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告・避難指示（緊急）等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれ

るように努める。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長（本部長）が措置をとることができないと認めるとき、又は市長（本部長）から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立退きを指示する。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立退きを指示する。

なお、立退きを指示した場合は、直ちに市長（本部長）へ通知する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立退きを指示する。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

市長（本部長）等が避難準備・高齢者等避難開始の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組合せるよう努める。

(ア) 市防災行政無線（戸別受信機を含む）

(イ) 広報車

(ウ) サイレン又は警鐘

(エ) ツイッター等のSNS

(オ) 電話、FAX

(カ) 登録制メール「かつうら防災行政メール」

(キ) 防災アプリ「かつうらメイト」

(ク) ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

(ケ) その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び第3管区海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

4 避難誘導等

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難措置の実施者は、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導にあたっては、できるだけ区、自主防災組織等ごとの集団避難を促し、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意等を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、区や自主防災組織等の関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

5 避難所の開設・運営

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、ペット対策及び感染症対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (1) 市は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 市は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成にあたっては、施設管理者と協議するものとする。

- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的

な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

- (4) 市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営にあたっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (5) 市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

- (6) 市は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

- (7) 市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。

- (8) 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

- (9) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (10) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

6 安否情報の提供

主な担当	被災者救援班、消防本部、警察
------	----------------

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

- (1) 被災者の安否情報の照会があった場合には、照会者、照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別、照会理由を確認する。この際、照会者に対して運転免許証等により当該照会者が本人であることを確認する。

- (2) 当該照会が不当な目的によるものと認められる場合などを除き、照会者と当該被災者の間柄に応じて、避難者名簿、被災者台帳等に基づき、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができる。

- (3) 上記にかかわらず、照会に係る被災者の同意がある場合には、照会に係る避難者の居所、

第2章 災害応急対策計画（第4節 避難計画）

死亡・負傷等の状況など情報を提供することができる。

- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府 平成25年8月）等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難勧告等を発令した場合は、市と関係者が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講じる。
- イ 危険な場所には、表示、縄張り等を行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者等は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による搬送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して搬送中の安全を期する。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば区や自主防災組織等の単位で行う。
- オ 避難行動要支援者等の状態や特性に応じて適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織等による避難確認を行う。

(2) 避難順位

避難誘導は、移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

- ア 介護を要する高齢者及び障害者
- イ 病弱者
- ウ 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ 高齢者・障害者
- オ 児童生徒

(3) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

2 避難所の開設、要配慮者への対応

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 避難所の開設は、第4節の「避難計画」による。

市及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、(公財)ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市から要請があったときは、(公財)ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

3 福祉避難所の設置

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、市長（本部長）が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

(2) 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難所における要配慮者等の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じ、福祉避難所への安全な移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難

所生活が困難な場合においても、福祉避難所への移送を検討する。

福祉避難所を設置する施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者等の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者等の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者等の避難支援や、避難所から福祉避難所への移送時の支援について働きかける。

<資料5-1 市有車両一覧表>

5 被災した要配慮者等の生活の確保

主な担当	医療救護班、被災者救援班、生活基盤対策班
------	----------------------

応急仮設住宅への入居については、要配慮者を優先して行うよう配慮するとともに、要配慮者等に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、災害によるショックや避難生活の長期化に対応するため、避難所等における社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による巡回相談等の実施に努める。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 救助救急・医療救護活動

消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び関係機関は、これらの災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするため全力を尽くす。

1 救助・救急

主な担当	総務班、消防本部、警察、海上保安署
------	-------------------

(1) 活動体制

消防本部、勝浦警察署及び勝浦海上保安署は、それぞれの活動方針に基づき、関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機 関 名	項 目	対 応 措 置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (2) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとで行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
勝浦警察署		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を利用して速やかに医療機関に収容する。
第三管区海上保安本部 勝浦海上保安署		1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 水防活動

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	----------------------

災害時における水防上必要な事項は、本編第2章第3節「水防計画」によるものとし、特に定めのない場合は、千葉県水防計画に準ずるものとする。

なお、水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように留意する。

3 危険物等の対策

主な担当	消防本部、危険物取扱事業者
------	---------------

(1) 石油類等危険物貯蔵所及び取扱所等の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

(2) 危険物等輸送車両の応急対策

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
消 防 本 部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
勝 浦 警 察 署	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 勝 浦 海 上 保 安 署	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物取扱岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物搭載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止
日 本 貨 物 鉄 道 株	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道株における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

4 医療救護

主な担当	医療救護班
------	-------

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を的確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市

- (ア) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- (イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- (ウ) 発災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (エ) 前記(ア)(イ)(ウ)のほか、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

救護班編成

編成区分	編成可能班数	1班の構成人員	
勝浦診療所	1 個班	医師	1 名
		看護師	1 名
		事務員	1 名
		運転者	1 名

ウ 医療機関

- (ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- (イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 発災時には、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、市、県、関係機関等と連携して活動する。
- (エ) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。
また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。
- (オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の

中核として活動する。

エ 関係団体

- (ア) 市及び県における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。
- (イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。
- (ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、市、県、関係機関等と連携して活動する。

(2) 発災時の活動

ア 指揮と調整

- (ア) 県は災害医療本部を、市は救護本部を勝浦診療所に設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、夷隅健康福祉センターに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。
- (イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。
- (ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。
- (エ) 災害医療本部内にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。
- (イ) 災害医療本部内にD P A T調整本部を置く。D P A T調整本部長は、千葉県内で活動するD P A Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、夷隅健康福祉センター等にD P A T活動拠点本部等を設置してD P A Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてD P A Tや他の医療救護班との調整を図る。
- (カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。
- (キ) 市長（本部長）は、必要に応じて、夷隅健康福祉センターに対し、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
- (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

- (ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

- (ア) 市及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 市長（本部長）は、市の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) 知事は、市長（本部長）からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は市の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

オ 医療機関の役割分担と患者受入れ先の確保

- (ア) 傷病者等の受入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入れ先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受入れに努める。
- (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受入れる。
- (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (エ) 搬送先の確保を要請された市の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 市は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長（本部長）又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市が、医療救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 住民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

- (ア) 市長（本部長）は、必要に応じて、勝浦診療所の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講じる。
- (イ) 知事は、必要に応じて、DMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請

するほか、連絡調整その他必要な措置を講じる。

ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として以下のとおりとする。

- (ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。
- (ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の要請に応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。
- (エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

ケ 血液製剤の確保

- (ア) 血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。
- (イ) 県内での血液製剤の供給が不足する場合、千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。

コ 地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

また、知事は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

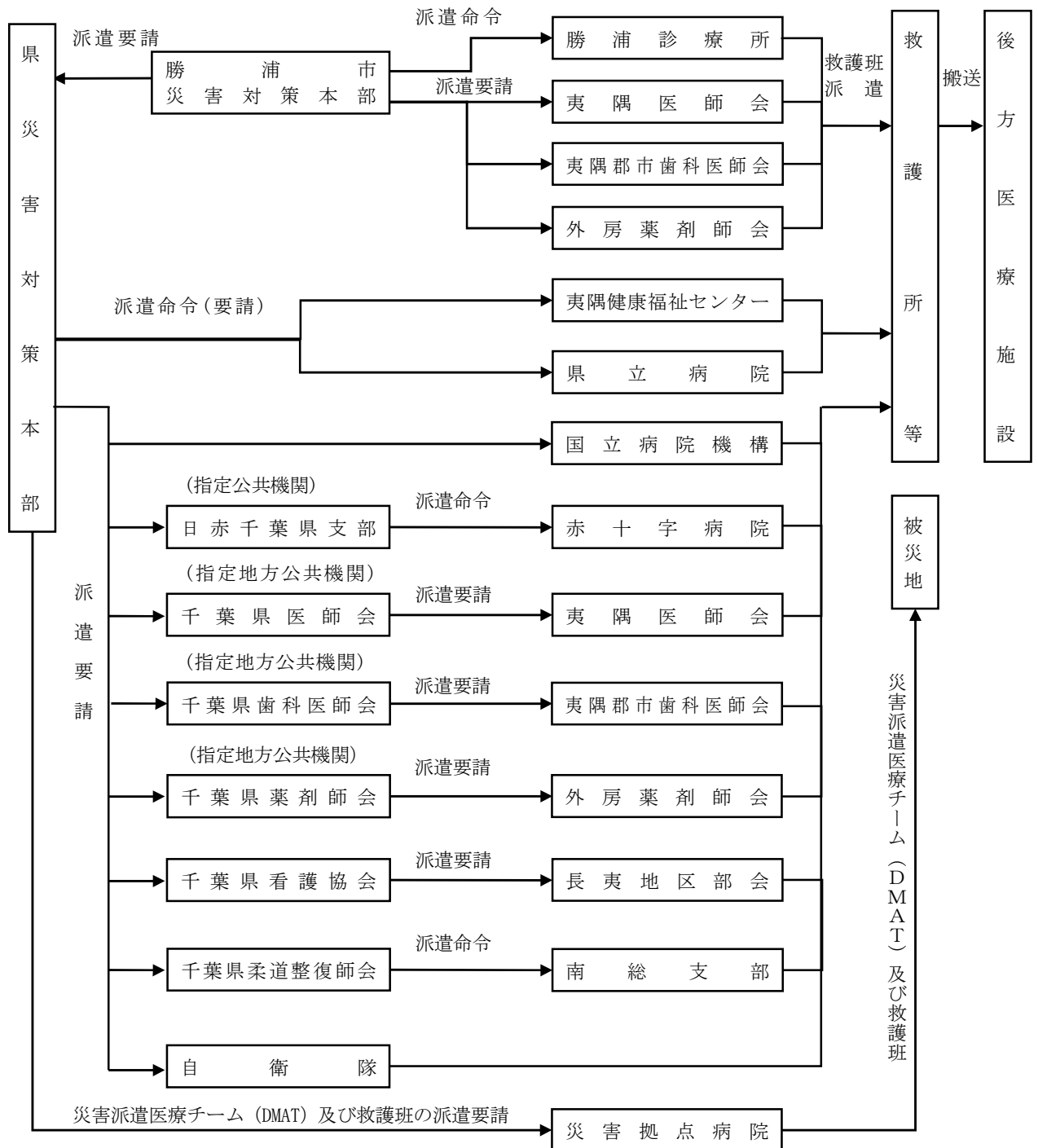
災害拠点病院

保健医療圏	機関名	種別	所在地	指定年月日
山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	地域	東金市	平成26年4月1日
安房	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	基幹	鴨川市	平成8年8月20日
〃	社会福祉法人太陽会安房地域医療センター	地域	館山市	平成20年4月1日
市原	千葉県循環器病センター	地域	市原市	平成8年8月20日
〃	帝京大学ちば総合医療センター	地域	〃	平成8年8月20日
〃	独立行政法人労働者安全機構千葉労災病院	地域	〃	平成29年4月1日
君津	国保直営総合病院君津中央病院	基幹	君津市	平成8年8月20日

<資料4-1 市内医療機関一覧表>

<資料4-2 市内薬局一覧表>

医療救護体制の体系図



第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について各関係機関は次の措置をとり、万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

主な担当	警察、海上保安署
------	----------

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

(2) 警備体制の発令

警察本部及び勝浦警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 災害警備連絡室

県内に大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(3) 警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、死体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

(4) 海上保安署非常配備等計画

ア 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

イ 警戒配備（注意体制）

大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

ウ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

エ 警備要領

海上における治安の確保及び海難救助は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣巡視船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が巡視船艇に直接乗船して救護にあたる。

2 交通対策計画

主な担当	総務班、生活基盤対策班、警察、消防本部、海上保安署、自衛隊
------	-------------------------------

(1) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

市は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

イ 調査及び報告

市は、調査の結果、支障箇所を発見した場合は、次の要領により報告する。

(ア) 速やかにその路線名、箇所、被害拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を市長（本部長）に報告する。

(イ) 市長（本部長）は、(ア)による報告を受けたときは、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告する。

(2) 交通規制

ア 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊及びその他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 公安委員会の交通規制

(ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

- (イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。
- (ロ) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

ウ 勝浦警察署長の交通規制

勝浦警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

- (ア) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生及びその他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- (イ) 警察官は、通行禁止区域等（前記イ(イ)により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命じることができる。この場合、警察官の命令に従わないとき、又は、運転者等が現場にいないために命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他物件を破損することができる。

オ 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

- (ア) 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記エ(イ)の職務の執行について行うことができる。
- (イ) 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を勝浦警察署長に通知する。

カ 勝浦海上保安署の海上交通規制

- (ア) 港内及び航路付近の障害物の状況及び船舶交通の輻輳状況に応じ、必要のある場合には航行制限を実施するものとする。
- (イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報のほか、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

(3) 道路啓開

道路管理者又は港湾管理者、漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要が

あるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

(ア) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

ウ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

(4) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

(イ) 前記(ア)により確認をしたときは、知事又は公安委員会から、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び確認証明書が交付される。

(ロ) 前記(イ)により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(ハ) 届出に関する手続は、別に定める。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 前記(ア)により緊急通行車両に該当すると認められたものについては、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）が交付される。

(ロ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記ア(ア)の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記ア(イ)の標章及び確認証明書が交付される。

(ハ) 事前届出・確認に関する手続きは、消防防災課が実施する。

(5) 規制除外車両の確認等

ア 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

イ 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記(4)アを準用する。

ウ 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記(4)イを準用する。

(6) 交通情報の収集及び提供

ア 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用するとともに、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

3 在港船舶対策計画

主な担当	総務班、海上保安署
------	-----------

在港船舶に対する災害防止対策は、次によるものとする。

(1) 市の対策

ア 広報媒体や漁業協同組合等を通じて予警報の周知徹底を図る。

イ 関係機関と相互に情報を交換する。

ウ 船舶乗組員に対し、情報伝達の必要がある場合、又は要請があった場合、市防災行政無線により通報する。

(2) 勝浦海上保安署等の対策

ア 巡視船艇及び陸上職員による情報周知及び保船の指導を行う。

イ 台風が本市に接近し、又は来襲のおそれがあるときは、在港船の海難防止対策を実施する。

ウ 在港船舶に対し、避難勧告等を周知する。

(3) 避難場所（参考）

ア 船舶、雑種船 : 船溜

イ 小型船 : 勝浦漁港及び興津港内避泊

ウ 大型船 : 港外避泊

(4) その他の対策

港長権限に基づく港内整理

勝浦海上保安署長は、特に必要と認める場合には、銚子海上保安部長と協議の上、港則法第10条に基づき在泊船に対し移動命令を実施する。

4 緊急輸送

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

県は、災害発生時の被災者の救援・救護活動及び緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、漁港、臨時ヘリポート等の輸送施設や輸送拠点を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めている。

市は、県の定めた緊急輸送ネットワークと有機的に連携できるよう災害対策拠点施設、備蓄物資集積拠点、避難所等を結ぶルートを経済時輸送ルートとして指定する。また、物資の集積拠点として屋根付の仮スペースの確保に努める。

(1) 緊急輸送道路

県は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等を一次路線と、また一次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等を二次路線と、あらかじめ千葉県緊急輸送道路を機能別に分類している。

市内における千葉県緊急輸送道路は、次のとおりである。

機能	路線種別	路線名	起点	終点	管理者	備考
一次路線	国	一般国道 128 号	御宿町境	鴨川市境	県	
	国	一般国道 297 号	勝浦市墨名	大多喜町境	県	
二次路線	国	一般国道 128 号	勝浦市串浜	勝浦市部原	県	
	県	臨港道路	勝浦市墨名	勝浦市浜勝浦	県	
	市	市道墨名部原線	墨名	部原	市	

(2) 漁港

勝浦漁港は、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設・輸送拠点として定められている。

(3) 臨時離発着場適地

陸海による輸送をさらに強化するため、臨時ヘリポートを開設する。

- ア 勝浦市立勝浦中学校グラウンド [N 35.15382 E 140.31717]
- イ 元北中学校グラウンド [N 35.17956 E 140.26655]
- ウ 日本冶金工業(株)駐車場（夏季使用不可） [N 35.13974 E 140.26483]

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

5 輸送計画

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

市は、災害応急対策の実施にあたって、輸送手段として必要とする車両の調達、配分及び各機関へのあっせん又は供給等を行い、迅速かつ円滑な輸送体制を構築する。

(1) 緊急車両の調達方針及び調達順位

ア 総務班は各班が災害応急対策活動のために使用する車両の配車や調達を行う。

なお、災害応急活動のために使用する車両については、必要に応じて本節の記載のとおり「緊急通行車両の確認等」により、標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。

イ 総務班は、各班からの車両調達の請求に基づき、外部からの調達が必要と認められ

るときは、市内の運送業者等から借上げ、同時に県及び防災関係機関等に対して応援を要請する。

ウ 総務班は災害の状況に応じて、あらかじめ運送事業者に車両の待機を要請する。

(2) 輸送手段の選定

物資等の輸送にあたっては、陸上輸送を原則とするが、道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合等には、県等へ応援要請又は自衛隊に災害派遣要請を行うなど、海上輸送、航空輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(3) 輸送方法の確保、配車手続き

ア 調達方法

車両調達について、事前に事業者等と供給契約の締結に努めるものとし、外部から調達が必要と認められるときは、運送業者等との連携により輸送車両の確保を図る。

また、市が必要とする車両の調達が困難な場合は、県に対して、調達又は調達のあっせんを要請する。

車種別調達方法

乗用車	市が保有する公用車が不足する場合は、市職員の私有自動車及び市内タクシー業者等から借上げる
貨物自動車	市内の運送業者から借上げる
バス	市内を運行するバス会社から調達する。

イ 配車基準

車両の配分は、車両の確保状況、市各班からの車両調達請求、対策本部の実施状況等を勘案した上で総務班において配車計画を策定する。

ウ 配車手続き

(ア) 車両を必要とする場合は、車種、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、総務班に請求する。

(イ) 総務班は配車計画に基づき、各班へ車両を引き渡すものとする。

エ 借上料金

運送事業者等から借上げた車両の使用料金等は、協定等に基づくものとするが、協定等に料金が明示されていない場合や協定を締結していない事業者から借上げた場合は、可能な限り平常の料金となるよう協議する。

(4) 輸送方法

ア 避難者、傷病者等の輸送

(ア) 避難勧告等が発令された場合における住民等の輸送は原則として行わない。

ただし、要配慮者で自主避難が困難である特別な事情がある場合で、市長（本部長）が必要と認めた場合は市車両等により緊急輸送を行う。

イ 傷病者等の医療機関等への輸送は、本章「第6節 救助救急・医療救護活動」によるものとする。

ウ 福祉避難所への移送は、本章「第5節 要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

(5) 資機材及び物資の輸送

- ア 災害応急対策の実施に必要な人員、資機材の輸送は、それぞれの事務を所管する班が行う。車両が不足する場合は総務班へ調達請求を行う。
- イ 県等へ資機材及び物資を要請した場合又は災害救助法の適用に基づく救援物資等の輸送は、県等が指定する場所から輸送する。

第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路の確保等を行う。

なお、県における救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請等に基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市役所機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとされている。

市は、大規模災害時において県及び国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水

主な担当	被災者救援班、生活基盤対策班
------	----------------

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。
- イ 市長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ウ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。
- エ 県、南房総広域水道企業団及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道事業体は、市が行う応急給水に対し積極的に協力する。
- オ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」によるものとする。
- カ 勝浦市管工事業協同組合との協力体制は、「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」によるものとする。

<資料6-4 各種協定一覧表>

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により、順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

<給水量の目安>

地震発生～3日	1人1日 3リットル	生命維持のための最低限必要な水量
4日～10日	1人1日 20リットル	簡単な炊事、洗面等最低限の生活を営むための水量
11日～21日	1人1日 100リットル	浴用、洗濯等に必要水量
22日～28日	1人1日 250リットル	平常時給水量

(3) 水道事業者による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

イ 広報

災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質、断水時間及び復旧見込みと停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、適切な広報活動を実施する。

(4) 水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行う。

なお、本市限りで対応不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」に基づき応援を得て、応急復旧を行う。

ア 風水害

(ア) 浄水場内の上水池ポンプ等に汚水の進入を防止するため、常に水防対策を研究して非常時に備える。

(イ) 配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保に努める。

(ウ) 配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲とし、応急復旧を行う。

イ 火災

水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上がり等であるので、指定給水装置工事事業者等の協力を求め、極力漏水を防止するとともに臨時給水栓を設置する。

ウ 落雷

落雷により浄水場等の配電線及び電気機器に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

<資料6-2 市内指定給水装置工事事業者一覧表>

2 食料・生活必需物資等の供給体制

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

市が備蓄している非常食を配分するとともに応急炊き出しを行う。この際、学校給食共同調理場の施設の最大限の活用を図る。また、甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、物資の提供や調達に関する県への要請等により食料を確保し、迅速な供給を図る。

市及び県は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合には、県は、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を実施することとする。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、他都道府県等から支援物資を調達する。

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請する。

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米穀の調達方法

政府所有米穀の調達を要するときは、市長（本部長）が災害の発生に伴い給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引渡要請を行う。

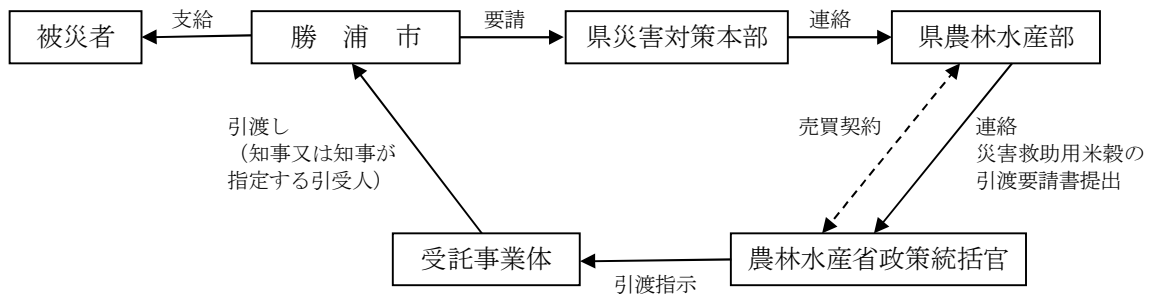
市が直接農林水産省政策統括官に連絡した場合は、事後、県に報告し、県はこれを受けて生産局に連絡を行う。

米穀販売業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるため、米穀販売業者等の精米機により精米し、供給する。

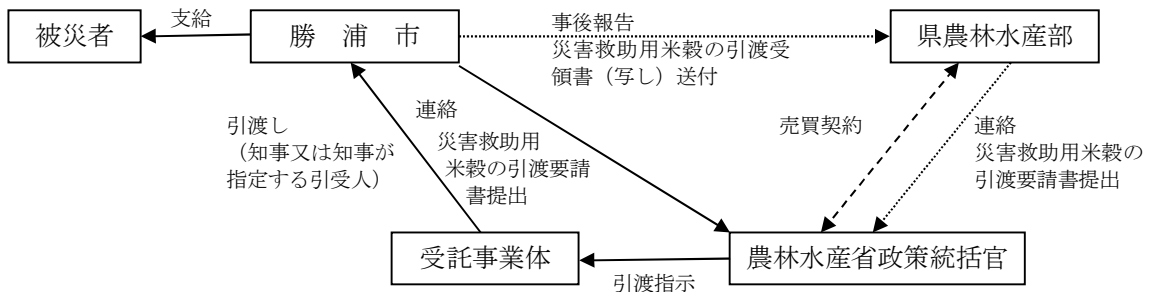
ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと政策統括官が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

政府所有米穀の受渡し系統図

<市からの要請を受け、県が引渡要請する場合>



<市が直接要請する場合>



(3) 救援物資の供給体制の確保

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

ア 実施機関

- (ア) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。
- (イ) 市長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (ロ) 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。
- (エ) 市及び県は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

イ 配布を受ける者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

- (ア) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
 - (イ) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ウ 生活必需品等の調達等

(ア) 内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(イ) 給与又は貸与の方法

全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

(ウ) 物資調達の方法等

調達については、原則として被災者救援班を経由する。

ただし、緊急の場合は、出先の各班において直接調達することも差し支えないが、事後その旨を被災者救援班に連絡するものとする。

エ 輸送車両等の確保

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 実施

市長（本部長）の指揮のもとに、災害応急対策実施責任者の要請により自動車・船舶・軌道・航空機輸送を実施する。

(イ) 自動車輸送

a 調達順序

第1位 公共機関所有車両

第2位 営業用車両

第3位 一般自家用車両

b 千葉県トラック協会等民間物流業者の協力

トラックを必要とする場合、県を通じ千葉県トラック協会等民間物流業者の協力を得て、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」（平成26年2月）に基づき、救援物資を輸送する。

<資料5-1 市有車両一覧表>

<資料5-2 旅客運送・貨物輸送業者一覧表>

(ウ) 船舶輸送

a 勝浦海上保安署等への要請

b 自衛隊への要請

オ 救援物資の受入れ・管理

(ア) 市は、受援計画に基づき、夷隅地域防災備蓄倉庫（大多喜町森宮）から物資の提供を受けるとともに、「災害支援ネットワーク基本計画」（千葉県 平成26年2月）に基づき、市外からの救援物資の受入体制を整える。

(イ) 市は被災状況に応じて避難所等への交通状況等を考慮して物資集積拠点を設定し、効率的に被災者に供給できる体制を整える。

(ウ) 集積した物資の仕分けや配分等については、ボランティアと連携して実施するとともに、避難所への運搬・輸送にあたっては、民間業者等との協定締結を推進する。

カ 労働力の確保

(ア) 求人の申込み

市長（本部長）は、災害応急措置の実施において、災害対策本部要員及び関係機関等の動員のみでは人員に不足が生じ、労務者等を必要とするときは、公共職業安定所（ハローワークいすみ）に対し、所定の申込書により求人の申込みを行う。

(イ) 求職者の紹介

求人を受理した公共職業安定所（ハローワークいすみ）は、即時に条件に該当する求

職者を検索し、最優先で紹介に努めるものとする。

該当する求職者が存在しない場合には、他の公共職業安定所（ハローワークいすみ）に対する依頼を含め、求職開拓を行うものとする。

(ウ) 費用の負担

労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とし、労働者の賃金は、本市における通常の実費とする。

3 燃料の調達

主な担当	総務班
------	-----

災害時の応急対策が燃料不足による支障が生じることを避けるため、庁舎の自家発電設備や公用車等の燃料について、石油類燃料の供給にかかわる協定の締結に努め、迅速な調達を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 電源車の要請

主な担当	本部統括班
------	-------

市は、大規模停電発生時には、直ちに県に電源車の要請を行えるよう、病院、社会福祉施設、避難所等の人命に関わる施設及び災害応急対策に関わる施設の非常用電源の設置状況等をあらかじめリスト化し、県へ提供する。

また、県は、電源車等の配備先の候補案を電気事業者等に提供し、電気事業者は電力復旧計画等を考慮の上、電源車等の配備先を決定する。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等の調整によるものとする。

第9節 広域応援要請計画

大規模災害時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独でこれに対応することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国、県の指導のもと体制整備に努める。

1 国に対する応援要請

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

応援を要求するに際しては、的確な被害状況把握により、早期に、要求内容を明確化して行うものとする。

2 千葉県大規模災害時応援受援計画

主な担当	総務班、千葉県
------	---------

大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れにあたっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

3 県に対する応援要請等

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、災害応援措置の実施のため必要があるときは、知事に対し関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

災害により市が深刻な被災を受け、物流環境が十分に整わない場合は、市の要請を待たずに、県が主体的に被災自治体を支援する「プッシュ型」による物資の供給が行われる。

市は、県が行う「プッシュ型」支援で搬入される物資について、一時的であっても屋根付の仮スペースの確保に努め、必要最低限の水、食料、生活必需品等の供給に備える。

4 市町村間の相互応援

主な担当	総務班
------	-----

(1) 市長（本部長）は、応援措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月）や、

夷隅郡市2市2町（勝浦市、いすみ市、御宿町、大多喜町）で締結した「災害時における夷隅郡市市町間の相互応援に関する協定」（平成24年8月）及び県外の市（西東京市（東京都）、伊東市（静岡県））と締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

- (2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

- (3) 市長（本部長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

5 受援計画

主な担当	総務班
------	-----

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市地域防災計画に受援計画を位置付けるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

6 消防機関相互の応援

主な担当	消防本部
------	------

- (1) 市長（本部長）（消防の一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）に基づき、迅速な相互応援活動を実施する。

- (2) 知事は、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

- (3) 市域の被災を免れた場合で、被災市町村から応援要請を受けたとき、又は千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）並びに消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防応援隊運用要綱に基づき、消防機関による応援の迅速か

つ円滑な実施に努める。

7 水道事業体等の相互応援

主な担当	総務班、生活基盤対策班
------	-------------

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」（平成7年11月）及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」（千葉県 平成17年10月）に基づき、県の調整のもとに他の事業体等に応援要請を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

8 資料の提供及び交換

主な担当	総務班
------	-----

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

9 経費の負担

主な担当	総務班
------	-----

(1) 国、県又は他市町村から市に職員派遣を受けた場合

国、県又は他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

10 民間団体等との協定等の活用

主な担当	総務班
------	-----

大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため必要と認めるときは、民間団体等に対し協力を要請する。

また、民間団体等との協定等の締結を推進する。

11 海外からの支援受入れ

主な担当	総務班
------	-----

海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認した上で、受入れを判断する。

- ア 協力の内容、期間、人員
- イ 入国上の問題点
- ウ 市、消防機関の意向

12 広域避難の支援要請及び受入れ

主な担当	総務班
------	-----

(1) 広域避難の支援要請

市長（本部長）は、広域避難を実施する必要が認められるときは、県及び相互応援協定締結市町村長に対し、避難者の受入れ支援要請を行う。

(2) 広域避難の受入れ

ア 市外からの広域避難者（滞留者）の受入れ

市外からの広域避難者（滞留者）の受入れが必要となる場合は、一時的に指定避難所に受入れる。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するために、広域避難者の受入れにあたっては、公営住宅、民間宿泊施設及び民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊の派遣要請を行う。

1 災害派遣の要請

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市長（本部長）から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長（本部長）が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市長（本部長）は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請する暇がない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市長（本部長）から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市長（本部長）が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

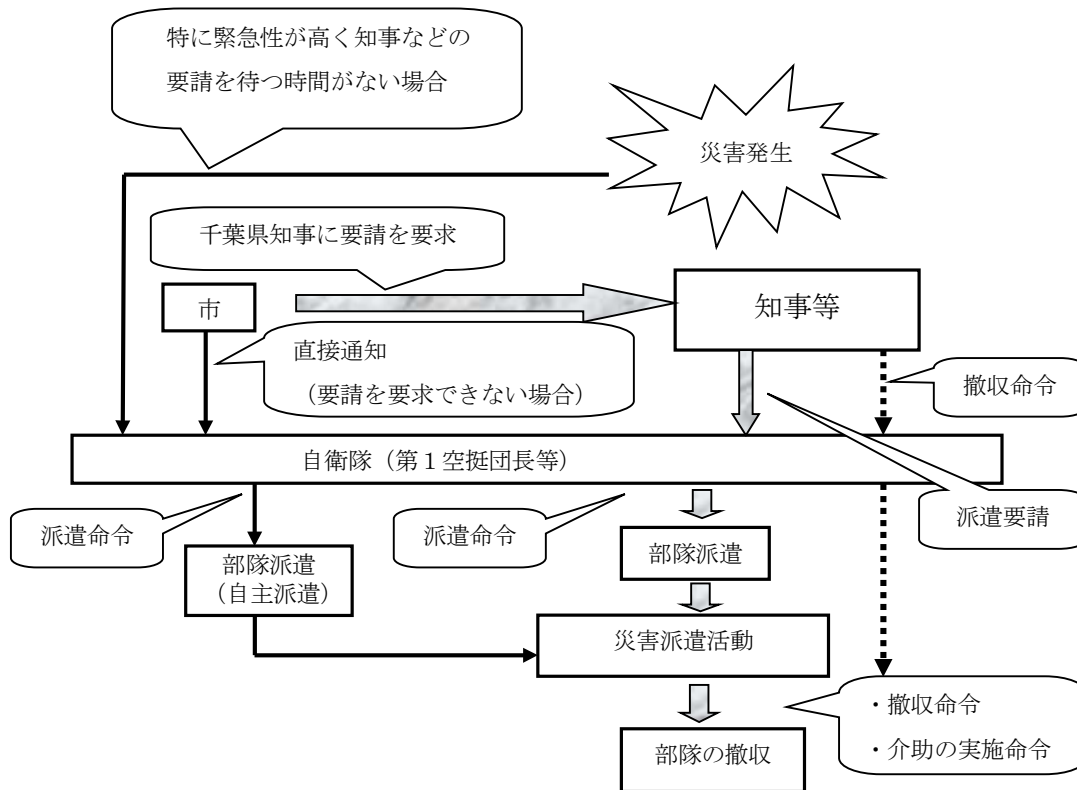
エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が

自主的に派遣する。

カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 知事への災害派遣の要請の要求

主な担当	総務班
------	-----

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市長（本部長）が行う。
- (2) 市長（本部長）が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課
- (イ) 提出部数 1部
- (ウ) 記載事項
 - a 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - b 派遣を希望する期間
 - c 派遣を希望する区域、活動内容
 - d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

(3) 緊急の場合の連絡先

部隊名（駐屯地等名）		連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災行政無線	
		時間内 (8:00～ 17:00)	時間外			
県	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218、236(302)	632-721 当) 632-725
		高射学校 (下志津)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 313、314(302)	500-9631 500-9634 当) 500-9633
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215(301)	633-721 633-723 当) 633-724
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 203(302)	636-721 当) 636-723
内	海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	沼南 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723 当) 636-721
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	沼南 04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213(222)	634-723 当) 634-721

注 緊急の人命救助を必要とする場合には、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

ア 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

イ 海上自衛隊第21航空群（千葉県館山市）

(4) 市長（本部長）の通報

市長（本部長）は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない状態にある場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

4 災害派遣部隊の受入体制

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

(1) 他の災害救助復旧機関との競合又は重複の排除

市長（本部長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長（本部長）は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。

非常時において、円滑に自衛隊の支援を受入れるために、平常時から受援計画を検討しておくものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び必要機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

市長（本部長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠

点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整等を実施し部隊に通報する。

(4) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機 種	必 要 地 積
OH-6J	約 30m× 30m
UH-1J	約 36m× 36m
UH-60JA	約 50m× 50m
CH-47	約 100m× 100m

(注) 四方向に障害物のない広場のとき

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

- ア 被害状況の把握
 - 車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
 - 避難者の誘導、輸送等
- ウ 遭難者等の捜索救助
 - 行方不明者、負傷者等の捜索援助（緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施）
- エ 水防活動
 - 堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬
- オ 消防活動
 - 利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
- カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除
 - 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、道路、線路上の車両、転覆した船舶、がけ崩れ等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
- キ 診察、防疫、病虫防除の支援
 - 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市又は県が準備）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
 - 緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- ケ 炊飯及び給水の支援
 - 緊急を要し、他に適当な手段がない場合
- コ 救難物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」による。(ただし、譲与は、市、県その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。)

サ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。

シ 危険物の保安及び除去

能力上対処可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

ス 予防措置

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

ソ その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

5 災害派遣部隊の撤収要請依頼

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

市長（本部長）は、災害派遣部隊の撤収要請を依頼する場合には、知事に対して文書（「自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書」）により行うものとするが、この場合、民心の安定及び民生の復興に支障が生じないように、知事及び派遣部隊の長と協議して行う。

6 経費負担区分

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、その活動が、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村の長と協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

7 自衛隊の即応態勢

主な担当	自衛隊
------	-----

(1) 情報収集

千葉県内で気象警報（大雨、洪水及び津波）が発令され被害が予想又は情報入手が必要な場合、利根川、江戸川水域での避難判断水位到達時、千葉県内で突発的災害発生時、情報収

集が必要と判断される事態が生じた場合、情報収集態勢を強化する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保を図るとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障が生じた児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 市立小・中学校

ア 防災教育の一層の充実

東日本大震災等の災害教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）などについて、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

イ 事前準備

- (ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- (イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
 - b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法、引渡手順等を検討する。
 - c 教育委員会、警察署、消防団及び保護者への連絡網を確立する。
 - d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

ウ 災害時の体制

- (ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- (イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会へ報告しなければならない。
- (ウ) 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、教育委員会へ報告する。
- (エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- (オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (カ) 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

- (ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

- (イ) 教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
 - (ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
 - (エ) 教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けた必要な指導を行うとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を検討し、早期の授業再開を支援する。
- (2) 学用品の調達及び支給
- 災害により、学用品が喪失又はき損し、就学に支障が生じる小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。
- ア 実施機関
- 学用品の給与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。
- なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。
- (3) 学用品の給与
- ア 学用品の給与を受ける者
- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
 - (イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）
 - (ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。
- イ 学用品給与の方法
- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
 - (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
 - (ウ) 実施に必要なものだけに支給する。
 - (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。
- ウ 学用品の品目
- (ア) 教科書及び教材
 - 小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。
 - (イ) 文房具
 - ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
 - (ウ) 通学用品
 - 運動靴、傘、カバン、長靴等

2 避難所開設への対応

主な担当	被災者救援班
------	--------

学校は避難所として指定されており、災害時には避難者を受入れ、避難生活を送る場として使用される。しかし、学校は教育施設であるため、基本的には教育活動の場であることに留意して、教育活動と避難所運営の両立に備えて、避難スペースとして利用しない管理エリアの設定など、教育委員会や学校とあらかじめ協議を整えておく。

避難所として指定された学校は、緊急的な避難を要する場合に備え、施設開放の手順や教職員の支援体制について、あらかじめ体制を整えておく。

3 授業料等の減免・育英補助の措置

主な担当	被災者救援班
------	--------

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

被災したことにより、勝浦市奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付を行う。また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予を行うことができる。

4 給食措置

主な担当	被災者救援班
------	--------

学校給食を再開するにあたっては、県に、指導、助言を要請する。

県は、市等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の応急対策

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 文化財の被害状況を把握し、県に報告する。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、県を経由して文化庁に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講じる。

イ 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

- ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
- 建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。
- 有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。
- 記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講じる。

<資料7-1 市内文化財一覧表>

第12節 帰宅困難者等対策

台風等による風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者等に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

主な担当	被災者救援班
------	--------

風水害は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合は、一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校など関係機関に対し、周辺の市町村、都県と連携し、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

主な担当	被災者救援班
------	--------

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、市や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

また、一時収容対策として、飲料水、食料の備蓄などの促進に努める。

3 集客施設や駅等における利用者保護

主な担当	被災者救援班
------	--------

集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び市や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等への情報提供

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

駅や幹線道路等の周辺における混乱を防止し、滞留者や幹線道路などを通して徒歩により移動する帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関への情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

市は、関係機関と連携して、台風など風水害に関する情報、広域的な被害情報、家族等と

の安否確認方法などについて、テレビ・ラジオやホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携して登録制メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供について検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 一時滞在施設の開設

指定避難所や市所管の施設を、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。また、必要に応じて、市内の民間施設管理者に対し一時滞在施設開設の要請を行う。

一時滞在施設を開設した場合は、その状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、施設ごとにあらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受入れることとし、運営にあたっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。

その際、関係機関と連携し、施設管理者に対し、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

主な担当	被災者救援班
------	--------

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、市及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオやホームページなどを活用し提供する。また、関係機関と連携して、登録制メール、ポータルサイト・SNSなどを活用した情報提供についても検討を行う。

7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

主な担当	被災者救援班
------	--------

要配慮者等の自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害による住民の保健衛生、感染症の予防、災害廃棄物の処理等について、市は関係機関と緊密に連絡をとりながら、被災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 保健活動

主な担当	医療救護班
------	-------

市及び夷隅健康福祉センターは、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じる。

(1) 要配慮者の健康状態等の把握

要配慮者等の健康状態の安否・健康状態を把握し、市が把握する要配慮者等に関する情報との共有・交換を行う。

(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

市は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

夷隅健康福祉センターは、市が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

(3) 二次健康被害の予防

夷隅健康福祉センター及び市は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(4) 活動体制の整備

市及び夷隅健康福祉センターは、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市は上記(1)から(3)を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を夷隅健康福祉センターに報告する。

2 飲料水の安全確保対策

主な担当	医療救護班
------	-------

災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、夷隅健康福祉センターに対し、飲料水の検水の実施及び飲料水の安全確保についての指導を要請する。また、夷隅健康福祉センターと協力して、被災者に対する適切な広報及び指導を行う。

3 防疫

主な担当	医療救護班、生活基盤対策班
------	---------------

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき市及び県が実施し、本市の医療救護班及び生活基盤対策班がこれにあたる。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 予防及びまん延防止

夷隅健康福祉センターは、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。

また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて市や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

イ 防疫措置の強化

災害規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

ウ 広報活動の実施

住民の社会不安の防止を図るため、防疫情報等の広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

感染症法第27条の規定に基づき、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

オ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

カ 指定感染症に関する情報共有

夷隅健康福祉センターは、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市等と連携し情報共有を図る。

(4) 患者の入院

夷隅健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤及び井戸水消毒液、資器材等は、市内取扱い業者から直接調達する。市内で調達できないときは、県及び近隣市町村等に協力を要請し調達する。

(6) 報告

市長（本部長）は、警察、消防機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記事項について、所定の様式（災害防疫事務要領）により、患者の発生状況や防疫活動の状況等について、夷隅健康福祉センター長を経由して知事に報告する。

ア 被害の状況

イ 防疫活動状況

- ウ 災害防疫所要見込額
- エ その他

4 死体の搜索処理等

主な担当	医療救護班
------	-------

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときの死体の処理については知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

イ 本市限りで処理不能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

なお、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」（千葉県 平成17年4月）に基づく死体の処理体制を構築するために、市、火葬場及び応援協定締結団体との間で、FAX等による応援要請、協力依頼等の連絡調整に関する訓練を随時実施する。

ウ ア及びイにより知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（死体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、市及び県が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

ア 市長（本部長）は、検案医師等について、必要に応じて勝浦診療所に出動を命じ、また、夷隅医師会長、夷隅郡市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図る。

(3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、直ちに死体の居住地の市町村長に連絡して、遺族等の関係者による死体の引取りを依頼する。ただし、引

取るいとまのない場合においては、県に死体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市が死体の処理を行う。

- c 警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察等当局から遺族又は市長（本部長）等の関係者に引渡された後の、必要な死体の処理をする場合

(i) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

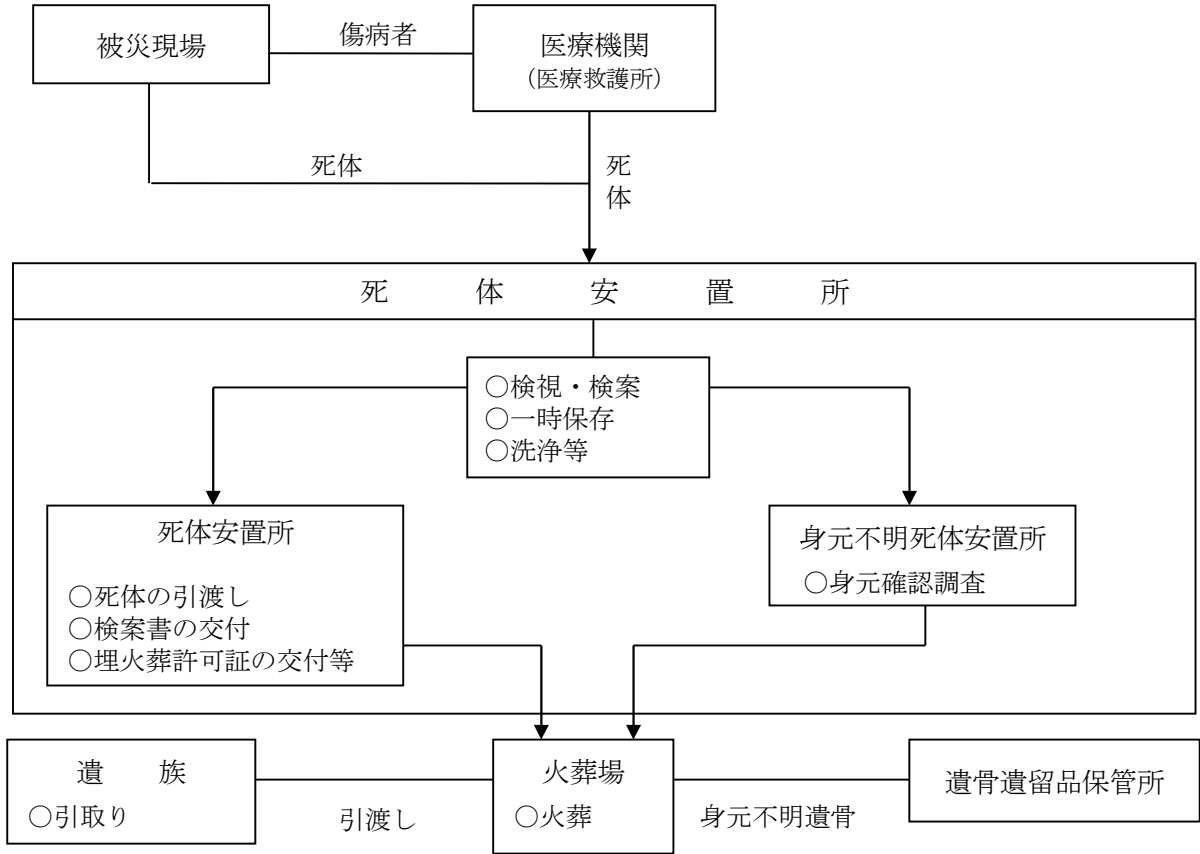
(i) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。
市の死体の安置所の予定地は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所から、本部会議を通じて決定する。被害の程度又は適地がなく私有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

安置所予定地

- | | | |
|------|----------------|-----|
| 優先1位 | 元大原高校勝浦若潮キャンパス | 体育館 |
| 優先2位 | 廃校の体育館 | |
| 優先3位 | その他公共用地 | |

死体取扱いの流れ



(4) その他

ア 勝浦警察署における計画

(ア) 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、市長（本部長）又は知事と緊密に連絡し、市、県の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

(ロ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動と合わせて、関係機関が行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

イ 勝浦海上保安署における計画

(ア) 災害により勝浦漁港その他本市周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、関係機関と協力し、所属巡視船艇による捜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索にあた

る。

- (ウ) 収容した死体は、市長（本部長）又は知事と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともに身元確認に努め、市長（本部長）又は知事が行う措置に協力する。

5 動物対策

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 被災地における動物の保護

夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物（ペット）が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2) 避難所における動物の保護

避難所を開設した場合、避難所管理者はペット同伴者の有無を確認し、適正な対応に努める。また、避難者のアレルギーの発症や衛生管理の観点から、一般の避難生活の場とは区別したスペースを確保する。

ペットの餌及び糞尿の処分等については、基本的に飼い主の責任で行う。

なお、夷隅健康福祉センターと協力して動物愛護及び環境衛生の維持に努める。

6 清掃及び障害物の除去

主な担課	医療救護班、生活基盤対策班
------	---------------

(1) 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

(ア) 災害時における被害地帯の清掃は、市長（本部長）が行う。

(イ) 災害等による大量の廃棄物が発生し、本市限りで処理が困難な場合は、県が締結している「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」（千葉県 平成9年7月）に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ 廃棄物等の収集と処理

(ア) 組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要

に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

(イ) 災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、一旦仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市が最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 廃棄物処理量の算出基準

a ごみ処理算出基準

全壊（流出）	1戸につき	1 t
半壊	〃	0.5 t
床上浸水	〃	0.2 t

$$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数}) \times 1 + (\text{半壊戸数}) \times 0.5 + (\text{床上浸水戸数}) \times 0.2$$

＝要総処理量

b し尿処理算出基準

$$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数} + \text{床上浸水戸数} + \text{床下浸水戸数}) \times 75 \text{ リットル} = \text{要総処理量}$$

(エ) 一時集積場所の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにしておく。

市の一次集積場所の予定地は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所から、本部会議を通じて決定する。被害の程度又は適地がなく民有地を使用する場合は、所有者と保障に関する契約を締結する。

一次集積場所予定地

優先1位	元大森粗大ごみ置場
優先2位	廃校のグラウンド
優先3位	その他公共用地

(オ) 仮設トイレの確保

仮設トイレは、備蓄や協定に基づき確保し、立地条件を十分検討し設置する。

なお、撤去した後は、設置場所周辺の消毒を十分に実施する。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

市において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(キ) 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長（本部長）は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

自動車・死体等の特殊なものを除き、道路の利用目的に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市の所有する関係機械器具、車両等をもって速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

(ア) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所とし、被害の程度又は適地がなく民有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

(イ) 機械器具の調達

障害物の除去に必要な機械器具等は、市の保有している機械器具等を用いるものとし、現有の機械器具等で処理不可能な場合は、関係業者の協力を求めて調達するものとする。

<資料6-1 市内建設関係業者等機械保有状況一覧表>

イ 河川・漁港関係障害物除去計画

(ア) 河川

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

(イ) 漁港

a 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨海道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

b 勝浦海上保安署は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ又は勧告する。

ウ 住宅関係障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長（本部長）が実施し、生活基盤対策班がこれにあたる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が

行うこととすることができる。

本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

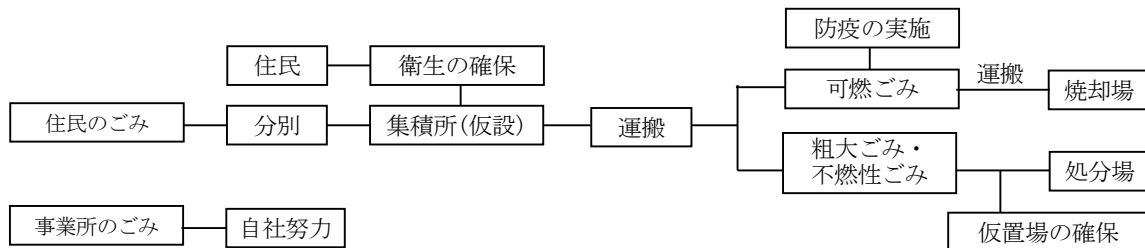
(ロ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。

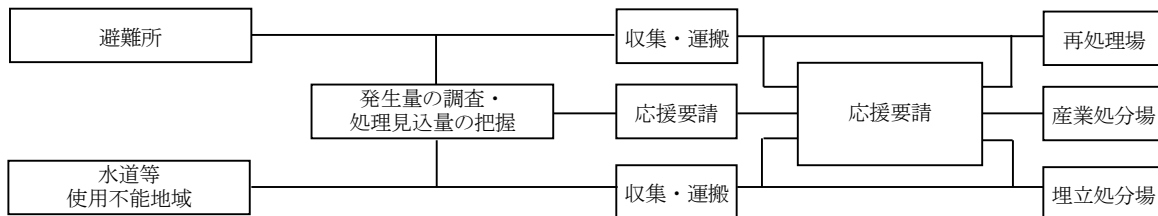
(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

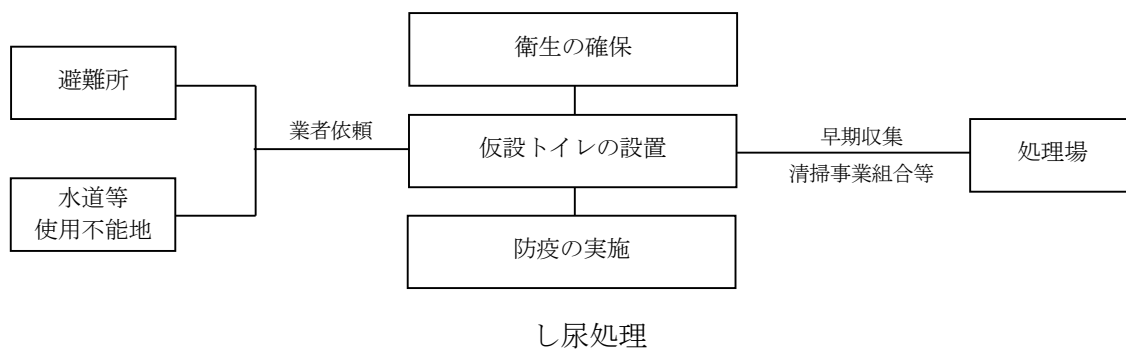


ごみ処理



がれき処理

第2章 災害応急対策計画（第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策）



第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し、又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の供与等

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失し、又は自己の資力では住家の確保ができない者を收容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は市長（本部長）が行い、救助実施以外の市町村長は知事を補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

(イ) 本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

災害救助法が適用された場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

(イ) 民間賃貸住宅の借上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(ウ) 市営住宅

市営住宅について、台帳等を整備することで、空き家戸数を常に把握し、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め入居をあっせんする。その場合、要配慮者等の同居世帯を優先とする。

2 住宅の応急修理計画

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 計画方針

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で

は応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

(2) 実施機関

ア 被災した住宅の応急修理は、市長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は市長（本部長）が行い、救助実施市以外の市町村の長は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、（一社）全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

3 建設資材の確保

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 市及び県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①（一社）プレハブ建築協会、②（一社）千葉県建設業協会、③（一社）全国木造建設事業協会のあつせんする業者を通じて確保する。

(2) 災害復旧用材の供給

ア 国有林材の供給

市長（本部長）は、市内に著しい災害が発生し、災害救助法が適用された場合、必要に応じ災害復旧用材の供給を関東森林管理局に対し要請する。

なお、この場合、被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。（緊急を要する場合には、口頭で申請し、事後に申請書を提出するものとする。）

イ 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材の提供を知事に要請する。

4 被災建築物の応急危険度判定

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範に被災した場合、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 実施機関

(ア) 被災建築物危険度判定は、市長（本部長）が行う。

- (1) 知事は、判定に必要な支援を行う。
- (2) 応急危険度判定士の養成・登録
 - 応急危険度判定士の養成・登録は、県が「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」（平成7年10月制定 平成22年3月改正）に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理を行っている。
- (3) 実施体制の準備
 - 市は、被災建築物応急危険度判定の実施計画を策定する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。
 - ア 応急危険度判定士の派遣要請及び受入れ
 - (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
 - 生活基盤対策班は、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
 - (イ) 応急危険度判定士の受入れ
 - 判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。
 - イ 応急危険度判定実施の広報
 - 生活基盤対策班は、判定を実施するときは、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線、チラシ等により周知を図る。
 - ウ 判定による結果の表示
 - 危険度の判定は、次の3区分で行う。判定結果については、被災建築物へ表示し、使用者等に注意を促す。
 - (ア) 危険
 - (イ) 要注意
 - (ウ) 調査済

5 被災宅地危険度判定

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

豪雨等により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。

また、震災時における、被災宅地危険度判定の迅速かつ的確な実施を図るため、体制の整備を図る。

- (1) 活動体制
 - 被災宅地危険度判定は、市長（本部長）が行う。
- (2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録
 - 被災宅地危険度判定士の養成・登録は、県が「千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」（平成15年3月制定 平成26年8月改正）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理を行っている。
- (3) 実施体制の準備
 - 市は、被災宅地危険度判定の実施計画を策定する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

ア 被災宅地危険度判定士の派遣要請及び受入れ

(ア) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

生活基盤対策班は、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

(イ) 応急危険度判定士の受入れ

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

イ 被災宅地危険度判定実施の広報

生活基盤対策班は、被災宅地危険度判定を実施する際には、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等について、防災行政無線、チラシ等を用いて周知を図る。

6 罹災証明書の交付

主な担当	情報収集・電話対応班
------	------------

市長（本部長）は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

被災時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務について、県が主催する説明会に出席する。さらに、被害の規模が大きく、住家被害の調査等にかかる人員が不足する場合は、県に対し、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整の要請を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

1 水道施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

災害時において、生活基盤対策班は、生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 災害時の活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水及び浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体に対し、速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

水道事業体間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 被害発生時の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認の上、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

<資料6-4 各種協定一覧表>

2 電力施設

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動が行えるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド(株)の双方で調整を図る。

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- (2) 指定避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設
- (4) 上下水道施設などライフライン施設

3 ガス施設

主な担当	(一社) 千葉県LPガス協会
------	----------------

- (1) 動員、配備体制

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、非常災害体制を確立する。
- (2) 情報収集、連絡体制
 - ア 各行政、消防、警察等の防災機関との連絡を密にし、必要に応じて連絡員の派遣を行う。
 - イ 災害に際しては、各事業所とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。
- (3) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況・災害・復旧の現状と見通し等について適切に広報及び連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、広報車による巡回のほか、市、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費施設機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

4 通信施設

主な担当	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本郵便
------	---------------------------------------------

- (1) 東日本電信電話(株)千葉事業部
 - ア 災害時の活動体制
 - (ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。
 - (イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。
 - イ 発災時の応急措置
 - (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

 - a 電源の確保
 - b 災害対策用無線機装置類の発動準備

- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通信回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 回線の応急復旧
- g 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) ㈱NTTドコモ

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検

- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の設置
- e 回線の応急復旧

(ロ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車・ラジオ・テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- a 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI(株)

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら、各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備を行う。

通信に輻輳が発生した場合には、輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便(株)（勝浦郵便局）

応急措置は、以下のとおりとする。

- ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。
- イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった場合、仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

また、災害特別事務取扱、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合は取扱う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

第16節 ボランティアの協力

大規模な災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

1 災害ボランティアセンターの設置

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

(1) 市災害ボランティアセンターの設置

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、社会福祉協議会が行うことができる。

市災害ボランティアセンターの設置予定場所

元大原高等学校勝浦若潮キャンパス 校舎

(2) 県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティアの派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

(3) 広域ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない場合に、それを代替するため、県はボランティアセンターを被災地域の近辺に設置する。

なお、当該ボランティアセンターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域ボランティアセンターの設置場所

名称	支援対象地域	設置場所
いすみ広域ボランティアセンター	夷隅	大多喜町B&G海洋センター

2 ボランティアの活動分野

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報

- カ 被災者への心理治療
 - キ 要配慮者の看護、情報提供
 - ク その他専門的知識、技能を要する活動等
- (2) 一般分野
- ア 避難所の運営補助
 - イ 炊き出し、食料等の配布
 - ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
 - エ 要配慮者の支援
 - オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
 - カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
 - キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

- (1) 個人
- ア 被災地周辺の住民等
 - イ 被災建築物応急危険度判定士
 - ウ 被災宅地危険度判定士
 - エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
 - オ その他
- (2) 団体
- ア 日本赤十字社千葉県支部
 - イ 勝浦市社会福祉協議会
 - ウ その他ボランティア活動団体、NPO法人 等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

平常時から災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。合わせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練の実施を支援し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう、日頃から連

携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動PR」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性について、住民の活動への参加促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、社会福祉協議会が運営する市災害ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部等の関係団体を通じて広く参加を呼びかけるとともに、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内各市町村に支援を依頼する。

なお、東日本大震災においては、ホームページやブログなどを用いて情報を公開したことで、電話等による問合せを抑制する効果が見られたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

災害の状況に応じて、より実情に即したボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、社会福祉協議会は、市、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 市災害ボランティアセンターによる登録

社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンター受付窓口を設置し、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を調整の上、派遣する。

災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、受付や登録に関しては、市災害ボランティアセンター受付窓口にて対応する。

(2) 専門ボランティアの派遣要請

専門分野での活動を希望する個人及び団体の登録は、県が中心となって対応する。

ボランティアの需要状況をもとに、必要な活動分野及び派遣人員等を把握し、県に派遣を要請、調整等の支援を受ける。

専門ボランティアについては、市の関係部署と連携して活動を支援する。

<専門ボランティアの活動分野等>

活動分野	個人・団体
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士
高齢者支援	支援団体
障害者支援	支援団体
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財) ちば国際コンベンションビューロー ボランティア通訳 災害時外国人サポーター
通信、情報連絡	(一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、社会福祉協議会が設置した市災害ボランティアセンターにおいて受付を行い、災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市社会福祉協議会は、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

また、県災害ボランティアセンターは、市災害ボランティアセンターと連絡を密にし、情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

市社会福祉協議会は、日本赤十字社千葉県支部や市及び県、県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援を実施し、密接な連携のもとに各種救援救護策を進める。

(6) 感染症対策について

市災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6 ボランティア受入体制

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
-------------	-----------------------

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアの食事や宿泊場所は、自己調達を原則とする。

(2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターや活動拠点については、運営主体である社会福祉協議会と市が協議の上、確保・提供する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受入れる市が負担する。なお、ボランティア活動に必要な資機材は、市社会福祉協議会において、あらかじめ用意するものとする。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 ボランティアリーダーの養成

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
-------------	-----------------------

一般分野のボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から防災ボランティアリーダーの養成を進め

る。

また、発災時に迅速な受入れができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

市社会福祉協議会は、災害ボランティア講座を開催し、災害ボランティアセンターの運営スタッフの養成に努める。